

3.2 社会的状況

(1) 人口及び産業の状況

ア 人口

(ア) 人口総数及び世帯数

事業実施区域及びその周辺の3市町その他、知多南部広域環境組合の構成市町(以下「構成市町」という。)である常滑市、南知多町及び美浜町を加えた6市町における人口総数及び世帯数の状況は、表3.2-1に示すとおりである。

平成24年10月1日現在、事業実施区域が位置する武豊町の人口は42,520人、世帯数は16,510世帯である。この他の市町について人口が多い順に列記すると、半田市が118,063人、45,431世帯、碧南市が71,389人、25,621世帯、常滑市が55,730人、21,431世帯、美浜町が24,763人、9,738世帯、南知多町が19,761人、7,116世帯となっている。

表3.2-1 人口総数及び世帯数の状況

区 分	人 口(人)			世帯数 (世帯)
	総 数	男	女	
武豊町	42,520	21,652	20,868	16,510
半田市	118,063	59,044	59,019	45,431
碧南市	71,389	36,394	34,995	25,621
常滑市	55,730	27,367	28,363	21,431
南知多町	19,761	9,542	10,219	7,116
美浜町	24,763	12,117	12,646	9,738
愛知県	7,425,952	3,709,515	3,716,437	2,964,640

注) 平成24年10月1日現在

「平成25年度刊 愛知県統計年鑑」(平成26年3月、愛知県)より作成

(イ) 人口総数及び世帯数の推移

事業実施区域及びその周辺の3市町その他、構成市町である常滑市、南知多町及び美浜町を加えた6市町における人口総数及び世帯数の推移状況は、表3.2-2、図3.2-1及び図3.2-2に示すとおりである。

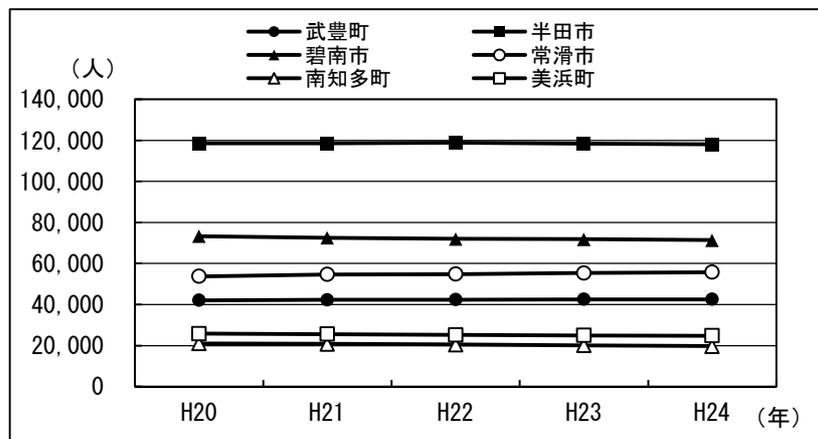
人口は6市町とも数百人程度の増減はあるものの、過去5年間に大きな変化はみられない。また、世帯数についても目立った変動はみられない。

表 3.2-2 人口総数及び世帯数の状況

区分	平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年	
	人口 (人)	世帯数 (世帯)								
武豊町	42,096	16,109	42,262	16,304	42,408	16,192	42,502	16,361	42,520	16,510
半田市	118,571	44,567	118,554	44,778	118,828	44,869	118,394	45,076	118,063	45,431
碧南市	73,336	25,917	72,524	25,610	72,018	25,265	71,892	25,522	71,389	25,621
常滑市	53,723	20,255	54,650	20,819	54,858	20,769	55,330	21,127	55,730	21,431
南知多町	21,037	7,195	20,787	7,252	20,549	7,197	20,146	7,127	19,761	7,116
美浜町	25,792	10,065	25,568	10,021	25,178	9,700	24,958	9,744	24,763	9,738
愛知県	7,398,327	2,919,484	7,414,098	2,947,354	7,410,719	2,933,802	7,420,215	2,958,686	7,425,952	2,964,640

注) 各年 10 月 1 日の数値である。

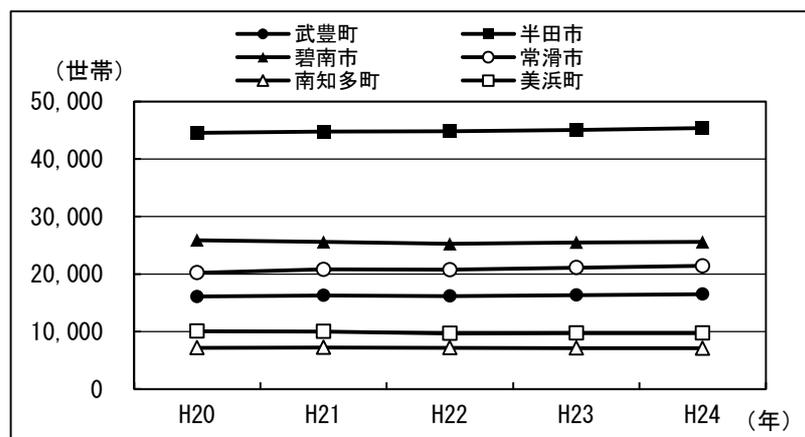
「平成 21～25 年度刊 愛知県統計年鑑」(平成 22 年 3 月～26 年 3 月、愛知県)より作成



注) 各年 10 月 1 日の数値である。

「平成 21～25 年度刊 愛知県統計年鑑」(平成 22 年 3 月～26 年 3 月、愛知県)より作成

図 3.2-1 人口総数の推移状況



注) 各年 10 月 1 日の数値である。

「平成 21～25 年度刊 愛知県統計年鑑」(平成 22 年 3 月～26 年 3 月、愛知県)より作成

図 3.2-2 世帯数の推移状況

イ 産 業

(ア) 事業所数

事業実施区域及びその周辺の3市町その他、構成市町である常滑市、南知多町及び美浜町を加えた6市町における産業分類別事業所数は、表3.2-3に示すとおりである。

事業実施区域が位置する武豊町は1,382事業所となっている。この他の市町について事業所数が多い順に列記すると、半田市が5,268事業所、碧南市が3,518事業所、常滑市が2,678事業所、南知多町が1,490事業所、美浜町が1,032事業所となっている。

産業分類別にみると、6市町とも卸売業、小売業が最も多くなっており、武豊町、半田市及び南知多町の3市町では、これに次いで宿泊業、飲食サービス業が多くなっている。また、碧南市及び常滑市では、卸売業、小売業に次いで製造業が多く、美浜町では、卸売業、小売業に次いで建設業が多い状況となっている。

表 3.2-3 産業分類別事業所数

単位：事業所

分類	市町県名	武豊町	半田市	碧南市	常滑市	南知多町	美浜町	愛知県
総数		1,382	5,268	3,518	2,678	1,490	1,032	344,523
農業,林業		7	13	6	15	8	12	839
漁業		—	—	1	—	8	—	57
鉱業,採石業,砂利採取業		2	—	3	1	1	—	119
建設業		161	477	390	242	114	122	31,658
製造業		148	578	748	416	168	89	43,440
電気・ガス・熱供給・水道業		7	8	7	5	1	1	422
情報通信業		7	31	10	14	4	4	4,125
運輸業,郵便業		37	134	81	164	43	31	8,110
卸売業,小売業		284	1,345	845	657	413	233	86,436
金融業,保険業		11	96	52	30	18	9	4,968
不動産業,物品賃貸業		69	250	154	133	23	103	20,484
学術研究,専門・技術サービス業		48	223	111	87	19	29	14,360
宿泊業,飲食サービス業		207	726	317	255	318	117	45,554
生活関連サービス業,娯楽業		131	469	259	183	118	72	27,588
教育,学習支援業		70	230	146	94	39	62	13,641
医療,福祉		110	342	178	150	59	57	19,648
複合サービス事業		7	22	14	25	20	12	1,529
サービス業(他に分類されないもの)		72	295	185	179	100	74	20,286
公務(他に分類されるものを除く)		4	29	11	28	16	5	1,259

注) 平成21年7月1日現在

「平成25年度刊 愛知県統計年鑑」(平成26年3月、愛知県)より作成

事業実施区域が位置する武豊町の産業分類別事業所数の推移は、表3.2-4及び図3.2-3に示すとおりである。

事業所の総数は、ほぼ横ばいで推移しており、産業分類別では、最も多い卸売業、小売業が減少傾向にあり、サービス業はやや増加傾向となっている。

表 3.2-4 武豊町の産業分類別事業所数の推移

単位:事業所

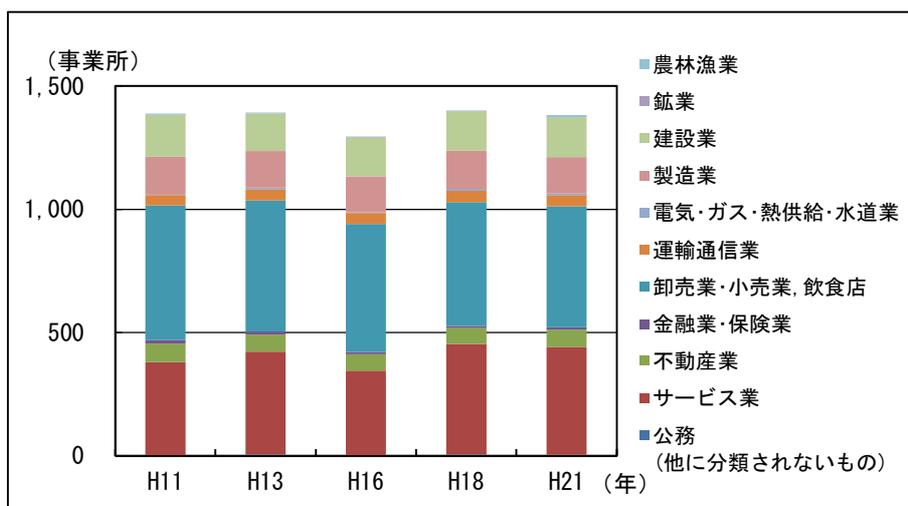
分類	市町県名	平成11年	平成13年	平成16年	平成18年	平成21年
総数		1,388	1,392	1,295	1,402	1,382
農林漁業		3	2	1	2	7
鉱業		2	2	2	2	2
建設業		169	151	158	160	161
製造業		155	149	146	155	148
電気・ガス・熱供給・水道業		1	6	2	7	7
運輸通信業		42	46	45	47	44
卸売業・小売業,飲食店		546	532	520	502	491
金融業・保険業		15	13	8	9	11
不動産業		75	68	67	64	69
サービス業		380	417	346	448	438
公務(他に分類されないもの)		—	6	—	6	4

注 1)平成 11 年及び平成 16 年は、公務の調査は行われていない。

2)平成 13 年以前と平成 16 年以降では産業分類が異なるため、平成 16 年以降の分類は、以下のとおりとした。

- ・農林漁業：(農業、林業、漁業)
- ・鉱業：(鉱業、採石業、砂利採取業)
- ・建設業：(建設業)
- ・製造業：(製造業)
- ・電気・ガス・熱供給・水道業：(電気・ガス・熱供給・水道業)
- ・運輸通信業：(情報通信業、運輸業、郵便業)
- ・卸売業・小売業、飲食店：(飲食店、宿泊業、飲食サービス業、卸売業、小売業)
- ・金融業・保険業：(金融業、保険業)
- ・不動産業：(不動産業、物品賃貸業)
- ・サービス業：(学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス業)

「平成 12、14、17、21、25 年度刊 愛知県統計年鑑」(平成 13 年 3 月、平成 15 年 3 月、平成 18 年 3 月、平成 22 年 3 月、平成 26 年 3 月、愛知県)より作成



「平成 12、14、17、21、25 年度刊 愛知県統計年鑑」(平成 13 年 3 月、平成 15 年 3 月、平成 18 年 3 月、平成 22 年 3 月、平成 26 年 3 月、愛知県)より作成

図 3.2-3 武豊町の産業分類別事業所数の推移

(イ) 従業者数

事業実施区域及びその周辺の3市町その他、構成市町である常滑市、南知多町及び美浜町を加えた6市町における産業分類別従業者数は、表3.2-5に示すとおりである。

事業実施区域が位置する武豊町の従業者総数は16,243人となっている。この他の市町について従業者総数が多い順に列記すると、半田市が59,882人、碧南市が38,726人、常滑市が35,596人、南知多町が9,713人、美浜町が8,913人となっている。

産業分類別にみると、武豊町、半田市、碧南市及び常滑市では製造業の従業者数が最も多く、次いで卸売業、小売業または運輸業、郵便業が多い状況となっている。また、南知多町では、宿泊業、飲食サービス業が最も多く、次いで卸売業、小売業の順となっており、美浜町では、卸売業、小売業が最も多く、次いで製造業の順となっている。

表 3.2-5 産業分類別従業者数

単位:人

分類	市町県名	武豊町	半田市	碧南市	常滑市	南知多町	美浜町	愛知県
総数		16,243	59,882	38,726	35,596	9,713	8,913	4,006,646
農業,林業		102	176	85	178	72	143	8,940
漁業		—	—	10	—	89	—	591
鉱業,採石業,砂利採取業		10	—	14	7	2	—	874
建設業		862	3,313	2,229	1,279	444	510	254,423
製造業		6,592	15,011	16,286	12,854	1,654	1,324	939,738
電気・ガス・熱供給・水道業		53	264	267	94	11	7	19,681
情報通信業		20	440	35	110	10	13	78,866
運輸業,郵便業		713	3,417	1,828	5,100	405	364	231,213
卸売業,小売業		2,374	11,184	5,427	4,687	1,837	1,759	792,329
金融業,保険業		108	1,326	606	303	62	63	80,748
不動産業,物品賃貸業		182	1,087	398	405	123	201	84,897
学術研究,専門・技術サービス業		321	1,458	1,117	337	79	96	117,781
宿泊業,飲食サービス業		1,269	5,915	2,482	2,217	2,519	1,120	362,135
生活関連サービス業,娯楽業		717	3,037	1,195	1,105	384	488	161,150
教育,学習支援業		482	2,650	1,346	727	302	608	174,834
医療,福祉		1,615	5,947	2,997	1,954	879	1,294	316,696
複合サービス事業		72	176	132	494	239	113	17,515
サービス業(他に分類されないもの)		531	2,998	1,716	2,372	426	591	285,316
公務(他に分類されるものを除く)		220	1,483	556	1,373	176	219	78,919

注)平成21年7月1日現在

「平成25年度刊 愛知県統計年鑑」(平成26年3月、愛知県)より作成

事業実施区域が位置する武豊町の産業分類別従業者数の推移は、表3.2-6及び図3.2-4に示すとおりである。

従業者数は、増加傾向にあり、産業分類別にみると、建設業が減少しており、サービス業が増加傾向となっている。

表 3.2-6 武豊町の産業分類別従業者数の推移

単位:人

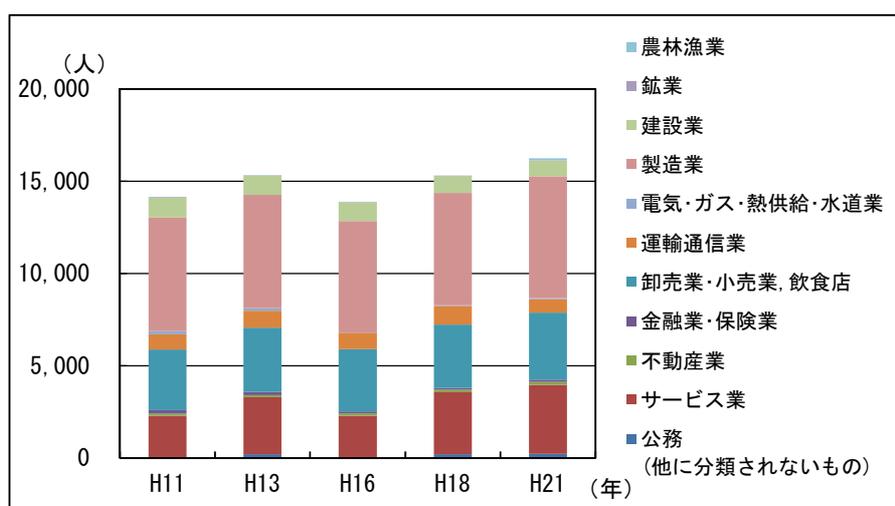
分類	市町県名	平成11年	平成13年	平成16年	平成18年	平成21年
総数		14,152	15,330	13,878	15,308	16,243
農林漁業		10	8	7	11	102
鉱業		23	15	11	12	10
建設業		1,075	1,038	1,011	918	862
製造業		6,169	6,149	6,045	6,092	6,592
電気・ガス・熱供給・水道業		166	139	9	29	53
運輸通信業		826	921	882	1,008	733
卸売業・小売業, 飲食店		3,292	3,476	3,381	3,429	3,643
金融業・保険業		178	164	105	110	108
不動産業		120	128	133	126	182
サービス業		2,293	3,083	2,294	3,359	3,738
公務 (他に分類されないもの)		—	209	—	214	220

注 1)平成 11 年及び平成 16 年は公務の調査は行われていない。

2)平成 13 年以前と平成 16 年以降では産業分類が異なるため、平成 16 年以降の分類は、以下のとおりとした。

- ・農林漁業：(農業、林業、漁業)
- ・鉱業：(鉱業、採石業、砂利採取業)
- ・建設業：(建設業)
- ・製造業：(製造業)
- ・電気・ガス・熱供給・水道業：(電気・ガス・熱供給・水道業)
- ・運輸通信業：(情報通信業、運輸業、郵便業)
- ・卸売業・小売業、飲食店：(飲食店、宿泊業、飲食サービス業、卸売業、小売業)
- ・金融業・保険業：(金融業、保険業)
- ・不動産業：(不動産業、物品賃貸業)
- ・サービス業：(学術研究, 専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス業)

「平成 12、14、17、21、25 年度刊 愛知県統計年鑑」(平成 13 年 3 月、平成 15 年 3 月、平成 18 年 3 月、平成 22 年 3 月、平成 26 年 3 月、愛知県) より作成



「平成 12、14、17、21、25 年度刊 愛知県統計年鑑」(平成 13 年 3 月、平成 15 年 3 月、平成 18 年 3 月、平成 22 年 3 月、平成 26 年 3 月、愛知県) より作成

図 3.2-4 武豊町の産業分類別従業者数の推移

(2) 土地利用の状況

ア 土地利用の状況

事業実施区域が位置する武豊町とその周辺市（半田市、碧南市）及び愛知県における土地利用の面積は、表 3.2-7 に示すとおりである。また、土地利用の状況は、図 3.2-5 に示すとおりである。

武豊町では、宅地、農用地、森林・原野等を除いた「その他」の土地の占める面積が 602ha (23.3%) と最も大きく、次いで住宅地を除いた宅地の 506ha (19.6%)、住宅地の 383ha (14.8%) の順となっている。半田市は武豊町とほぼ同様な状況であり、碧南市は住宅地を除いた宅地が 843ha (23.5%) と最も多く、次いで住宅地 662ha (18.5%) の順となっている。

表 3.2-7 土地利用の面積（平成 23 年）

項目	市町県名	武豊町		半田市		碧南市		愛知県	
		面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)
行政面積		2,582	100.0	4,724	100.0	3,586	100.0	516,324	100.0
宅地	住宅地	383	14.8	905	19.2	662	18.5	55,511	10.8
	その他 ^{注1)}	506	19.6	982	20.8	843	23.5	38,545	7.5
農用地	田	279	10.8	586	12.4	395	11.0	44,400	8.6
	畑	209	8.1	205	4.3	525	14.6	34,200	6.6
	採草牧草地	—	—	—	—	—	—	—	—
森林・原野		271	10.5	136	2.9	—	—	219,262	42.5
道路		235	9.1	528	11.2	384	10.7	39,651	7.7
水面・河川・水路		97	3.8	232	4.9	376	10.5	23,726	4.6
その他 ^{注2)}		602	23.3	1,150	24.3	401	11.2	61,029	11.8

注 1) 「宅地」から「住宅地」を除いた工業用地等である。

2) 行政面積から「宅地」、「農地（農用地）」、「森林、原野等（森林、原野）」、「道路」及び「水面・河川・水路」の各面積を差し引いたものである。
「平成 25 年度刊 愛知県統計年鑑」（平成 26 年 3 月、愛知県）より作成

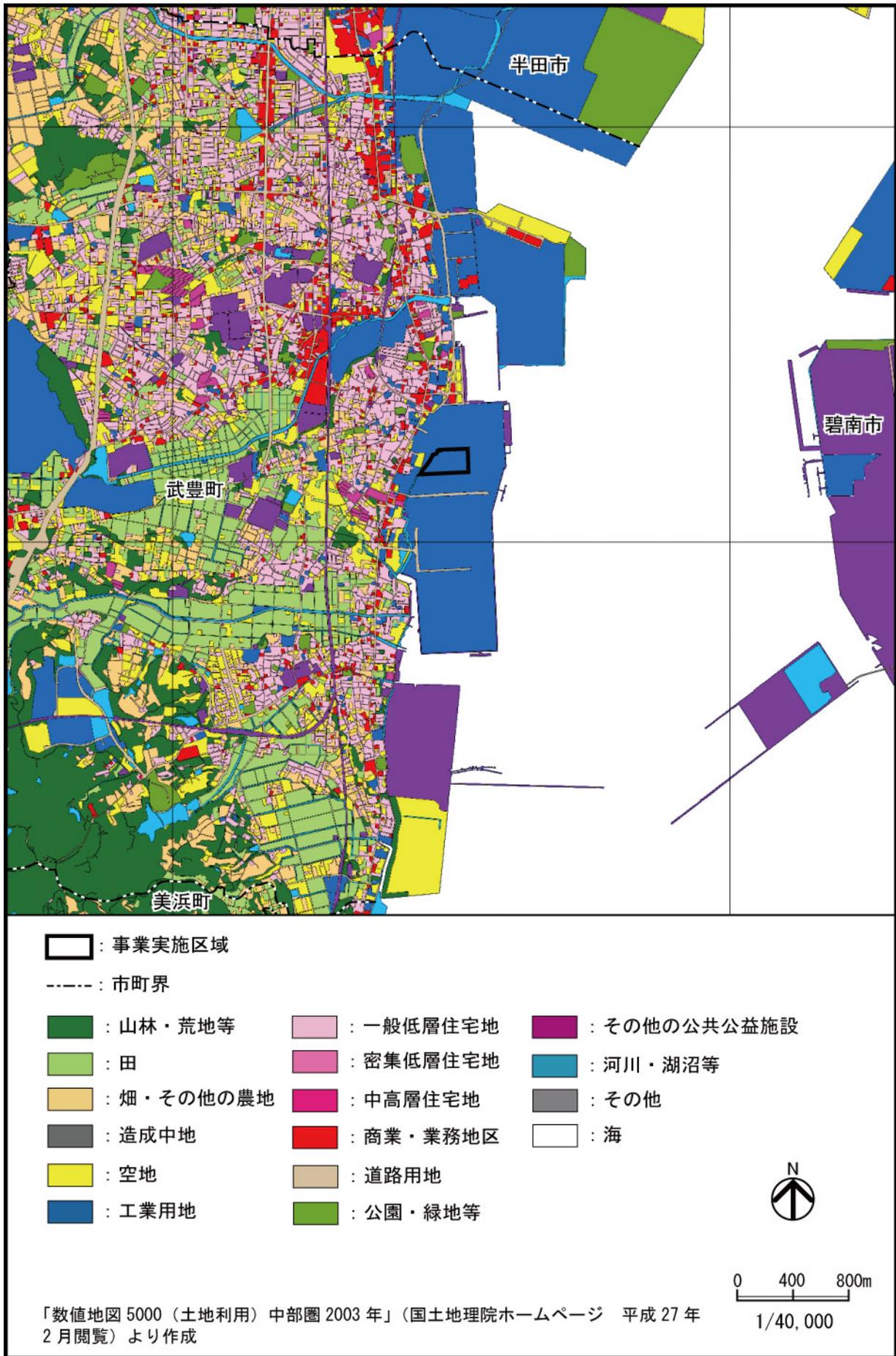


図 3.2-5 土地利用の状況

事業実施区域が位置する武豊町における土地利用状況の推移は、表 3.2-8 及び図 3.2-6 に示すとおりである。

土地利用状況の推移は、どの項目も大きな変化はみられない状況である。

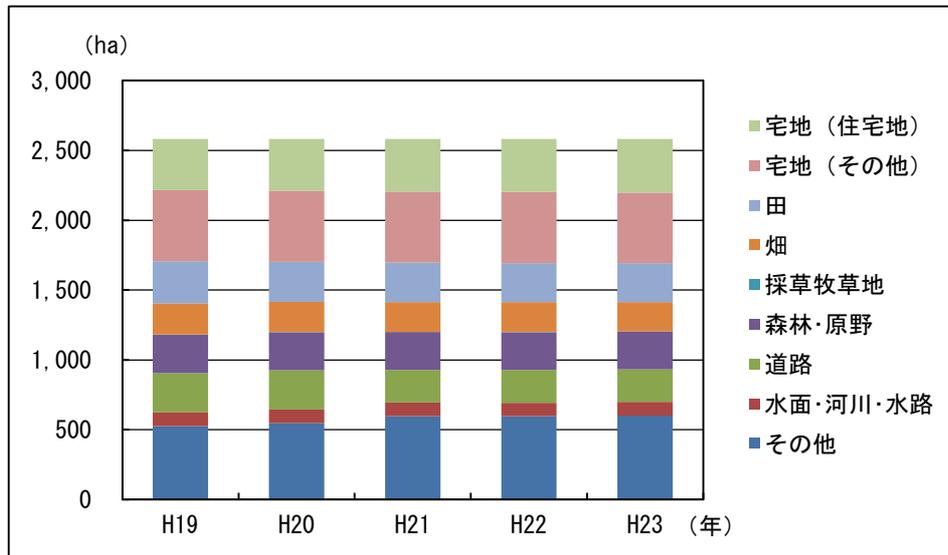
表 3.2-8 武豊町の土地利用状況の推移

項目	年度	平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年	
		面積 (ha)	構成比 (%)								
行政面積		2,581	100.0	2,581	100.0	2,581	100.0	2,582	100.0	2,582	100.0
宅地	住宅地	365	14.1	371	14.4	378	14.6	379	14.7	383	14.8
	その他 ^{注1)}	510	19.8	510	19.8	506	19.6	511	19.8	506	19.6
農用地	田	302	11.7	286	11.1	284	11.0	279	10.8	279	10.8
	畑	223	8.6	214	8.3	212	8.2	212	8.2	209	8.1
	採草牧草地	2	0.1	2	0.1	2	0.1	2	0.1	—	—
森林・原野		273	10.6	272	10.5	272	10.5	271	10.5	271	10.5
道路		281	10.9	282	10.9	233	9.0	234	9.1	235	9.1
水面・河川・水路		99	3.8	98	3.8	98	3.8	97	3.8	97	3.8
その他 ^{注2)}		527	20.4	547	21.2	597	23.1	597	23.1	602	23.3

注 1) 「宅地」から「住宅地」を除いた工業用地等である。

2) 行政面積から「宅地」、「農地（農用地）」、「森林、原野等（森林、原野）」、「道路」及び「水面・河川・水路」の各面積を差し引いたものである。

「平成 21～25 年度刊 愛知県統計年鑑」（平成 22 年 3 月～26 年 3 月、愛知県）より作成



「平成 21～25 年度刊 愛知県統計年鑑」（平成 22 年 3 月～26 年 3 月、愛知県）より作成

図 3.2-6 武豊町の土地利用状況の推移

イ 都市計画法に基づく用途地域の指定状況

事業実施区域が位置する武豊町とその周辺市（半田市、碧南市）における「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく用途地域の面積は表 3.2-9 に、用途地域の指定状況は図 3.2-7 に示すとおりである。

武豊町の市街化区域面積は 1,101ha であり、用途地域は工業専用地域の占める割合が 40.4%と最も高く、次いで第 1 種中高層住居専用地域の 20.2%、第 1 種住居地域の 14.9%となっている。また、事業実施区域は、工業専用地域に位置している。

半田市及び碧南市はともに、工業専用地域の割合が最も高く、次いで第 1 種住居地域、準工業地域の順となっている。

また、事業実施区域における建ぺい率及び容積率は、表 3.2-10 に示すとおりである。

表 3.2-9 用途地域の面積

区 分	市町名	武豊町		半田市		碧南市	
		面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)
市街化区域合計		1,101	100.0	2,762	100.0	2,117	100.0
第1種低層住居専用地域		66	6.0	282	10.2	75	3.5
第2種低層住居専用地域		—	—	—	—	—	—
第1種中高層住居専用地域		222	20.2	346	12.5	256	12.1
第2種中高層住居専用地域		22	2.0	112	4.1	29	1.4
第1種住居地域		164	14.9	556	20.1	499	23.6
第2種住居地域		8	0.7	30	1.1	19	0.9
準住居地域		18	1.6	24	0.9	33	1.6
近隣商業地域		27	2.5	85	3.1	111	5.2
商業地域		5	0.5	45	1.6	18	0.9
準工業地域		95	8.6	370	13.4	390	18.4
工業地域		29	2.6	173	6.3	25	1.2
工業専用地域		445	40.4	738	26.7	662	31.3

注 1) 武豊町及び半田市は、平成 22 年 12 月県告示、碧南市は平成 25 年 3 月県告示による。

2) 半田市の面積は約数であるため、市街化区域合計値と各地域の面積合計値とは一致しない。

「町政概要 平成 26 年度版」（平成 26 年 8 月、武豊町）

「半田市の都市計画」（半田市ホームページ 平成 27 年 2 月閲覧）

「碧南市の統計情報 平成 26 年版」（碧南市ホームページ 平成 27 年 2 月閲覧）より作成

表 3.2-10 事業実施区域の建ぺい率及び容積率等

区 分	規制状況
都市計画区域	市街化区域
建ぺい率	60%
容積率	200%

「武豊町都市計画図」（平成 26 年 3 月、武豊町）より作成

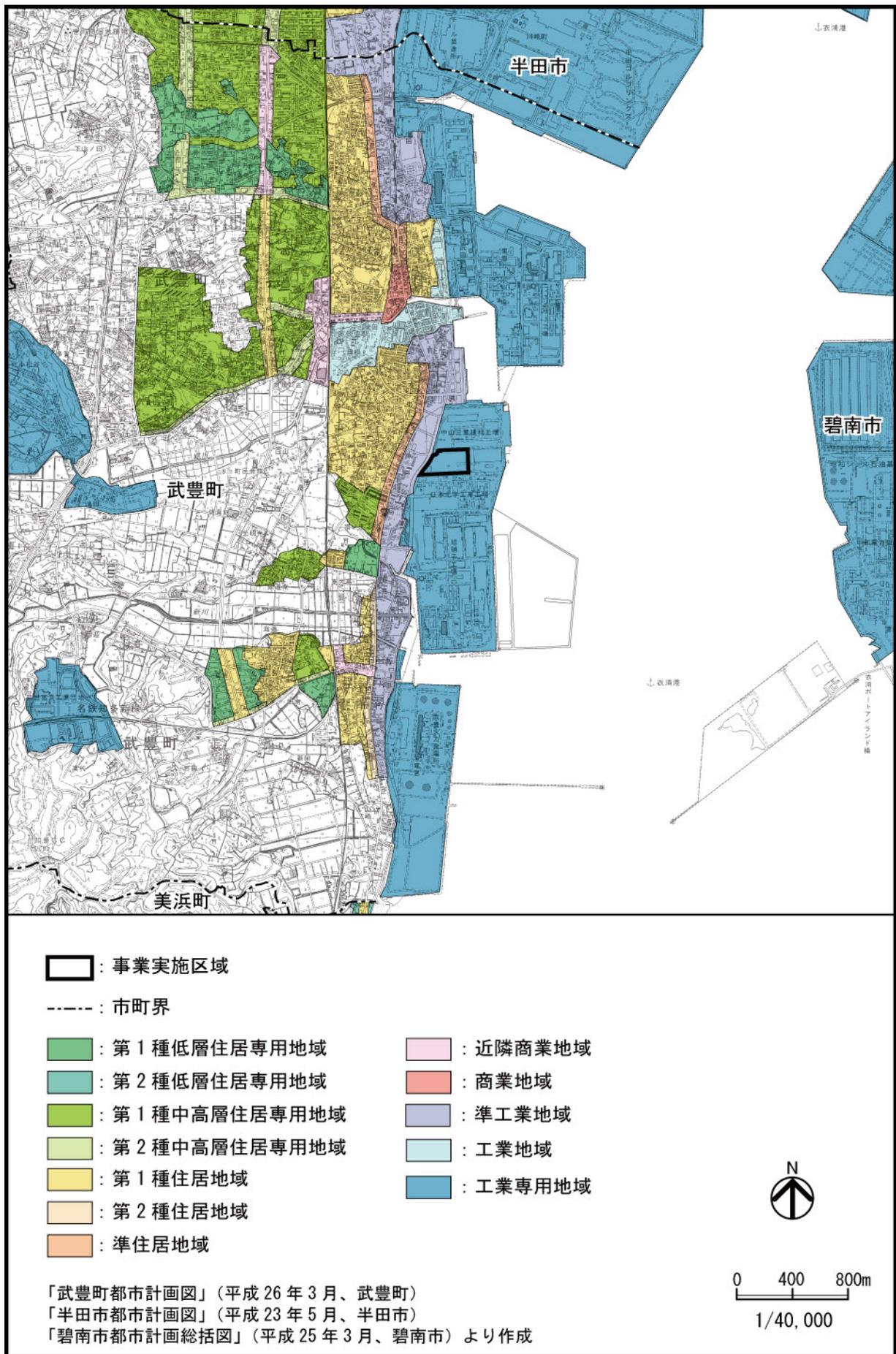


図 3.2-7 用途地域図

(3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

ア 河川の利用規制状況

河川における水利権の状況は、表 3.2-11 に示すとおりである。

武豊町においては、事業実施区域の南側を流れる新川に 2 件の慣行水利権が設定されている。

表 3.2-11 水利権の状況

河川	水利権の種類	水利使用者	取水場所	目的	取水量 (m ³ /s)	届出年月日
新川	慣行水利権	東大高用水組合	武豊町大字東大高	農業用水	0.210	S42.3.31
					0.220	
		富貴用水組合	武豊町大字富貴		0.105	
					0.138	
0.135						

「水利権一覧表」(平成 3 年度、愛知県)より作成

イ 漁業権の状況

漁業権の設定状況について、「沿岸域漁場図」(愛知県ホームページ 平成 27 年 2 月閲覧)によると、事業実施区域及びその周辺の沿岸海域については、「共同漁業権」、「区画漁業権」、「つきいそ漁業権」の区域は設定されていない。

ウ 上水道の普及状況

事業実施区域が位置する武豊町とその周辺市(半田市、碧南市)及び愛知県における上水道の普及状況は、表 3.2-12 に示すとおりである。また、武豊町における平成 19 年から平成 23 年までの給水人口と普及率の推移は、図 3.2-8 に示すとおりである。

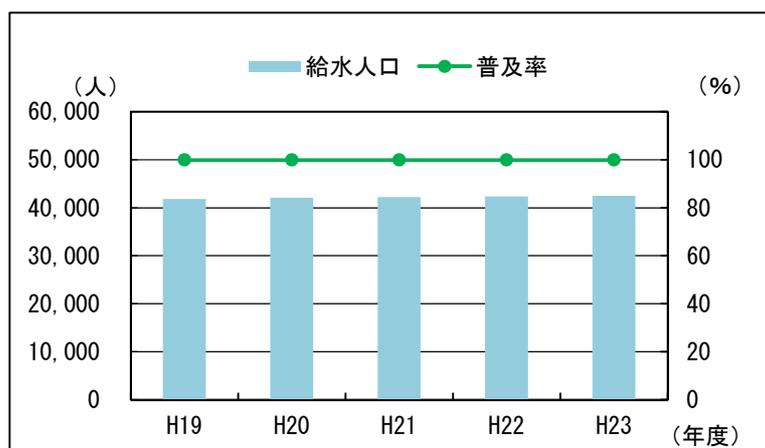
3 市町ともに、上水道の普及率は 99.4~99.9%となっており、普及率はきわめて高い。

なお、3 市町において簡易水道は設けられていない。

表 3.2-12 上水道の普及状況(平成 23 年度)

区分	総数		上水道		簡易水道	
	給水人口 (人)	普及率 (%)	給水人口 (人)	普及率 (%)	給水人口 (人)	普及率 (%)
武豊町	42,489	99.9	42,489	99.9	—	—
半田市	117,790	99.7	117,440	99.4	—	—
碧南市	71,471	99.8	71,471	99.8	—	—
愛知県	7,401,972	99.8	7,331,686	98.9	54,180	0.7

「平成 25 年度刊 愛知県統計年鑑」(平成 26 年 3 月、愛知県)より作成



「平成 21～25 年度刊 愛知県統計年鑑」(平成 22 年 3 月～26 年 3 月、愛知県) より作成

図 3.2-8 武豊町における給水人口と上水道普及率の推移

エ 地下水の利用状況

事業実施区域が位置する武豊町とその周辺市（半田市、碧南市）及び愛知県における地下水の工業用水としての利用状況は、表 3.2-13 に示すとおりである。

また、「平成 24 年度 愛知県の水道（水道年報）」(平成 26 年 3 月、愛知県)によれば、武豊町、半田市及び碧南市では、地下水は水道水源としては利用されていない。

表 3.2-13 地下水の利用状況（平成 22 年）

区 分		武豊町	半田市	碧南市	愛知県
工業用水	一日最大給水量(m ³)	114,487	180,701	451,193	16,428,647
	上記の内井戸水(m ³)	5,065	268	1,459	274,934
	井戸水の割合(%)	4.4	0.1	0.3	1.7

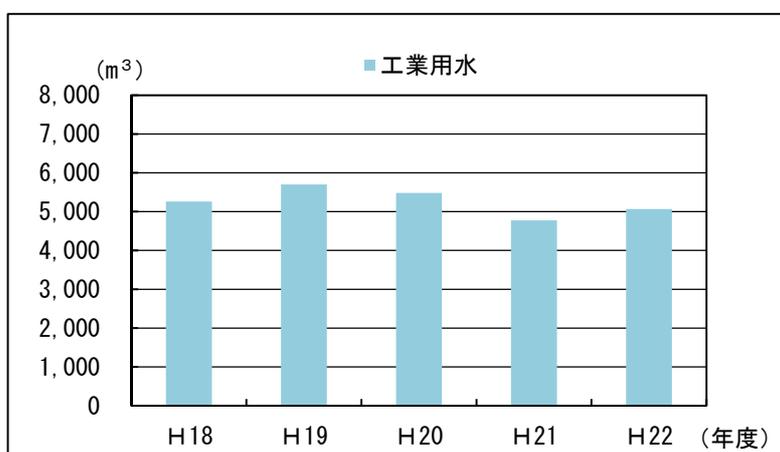
注) 地下水利用の値は、平成 22 年 1 月 1 日から 12 月 31 日の値である。
「平成 22 年 あいちの工業 工業統計調査結果報告書」(平成 24 年 2 月、愛知県) より作成

武豊町における平成18年から平成22年までの工業用水の地下水利用状況の推移は、表3.2-14及び図3.2-9に示すとおりである。

表 3.2-14 武豊町における工業用水の地下水利用状況の推移

区 分		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
工業用水	一日最大給水量(m ³)	117,191	105,936	117,124	105,742	114,487
	上記の内井戸水(m ³)	5,254	5,699	5,479	4,774	5,065
	井戸水の割合(%)	4.5	5.4	4.7	4.5	4.4

注) 地下水利用の値は、各年の1月1日から12月31日の値である。
 「平成18～22年 あいちの工業 工業統計調査結果報告書」(平成20年1月、平成21年2月、平成22年2月、平成23年2月、平成24年2月、愛知県)より作成



注) 地下水利用の値は、各年の1月1日から12月31日の値である。
 「平成18～22年 あいちの工業 工業統計調査結果報告書」(平成20年1月、平成21年2月、平成22年2月、平成23年2月、平成24年2月、愛知県)より作成

図 3.2-9 武豊町における工業用水の地下水利用状況の推移

(4) 交通の状況

ア 道路

事業実施区域及びその周辺における主要な道路の状況は、図 3.2-10 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周辺には、自動車専用道路南知多道路、一般国道 247 号、主要地方道半田南知多線及び一般県道半田環状線が南北に通っている。

また、東西軸としては、主要地方道武豊小鈴谷線、一般県道古場武豊線及び大谷富貴線が通っている。

自動車交通量の状況は、表 3.2-15 に示すとおりである。また、自動車交通量の調査地点は、図 3.2-10 に示すとおりである。

最も交通量が多い地点は、一般県道半田環状線 (No.3: 武豊町字祠峯 2 丁目) であり、12 時間交通量で約 14,800 台となっている。

表 3.2-15 自動車交通量の状況 (平成 22 年度)

No.	路線名	観測地点	交通量(台/12時間)			大型車混入率 (%)
			合計	小型車	大型車	
1	主要地方道 武豊小鈴谷線	武豊町字道崎	6,752	6,090	662	9.8
2	一般県道 大谷富貴線	武豊町大字富貴	2,276	1,815	461	20.3
3	一般県道 半田環状線	武豊町字祠峯2丁目	14,787	14,192	595	4.0

「平成 22 年度 全国道路・街路交通情勢調査 交通量調査表」(平成 25 年 3 月、愛知県)より作成

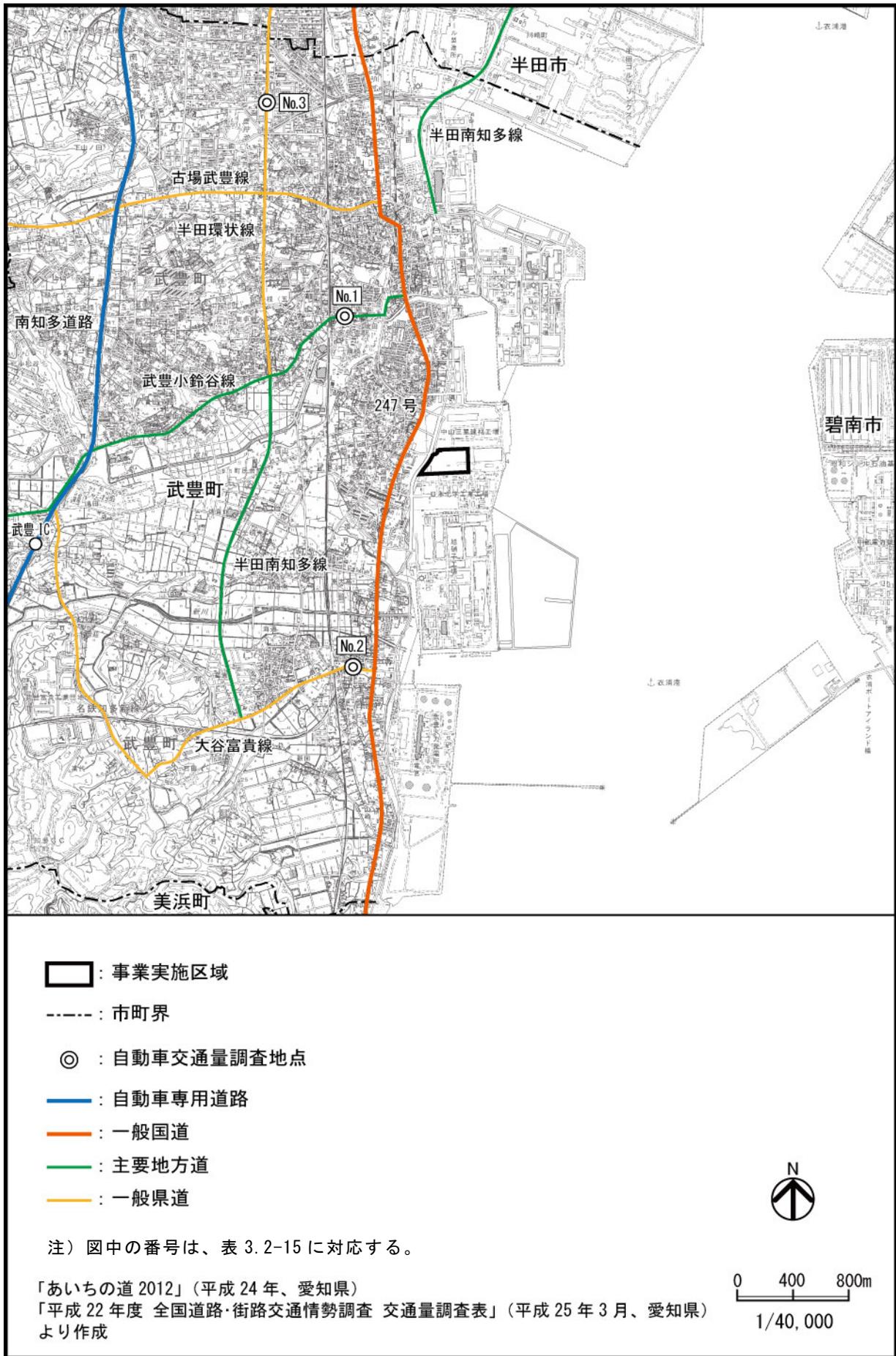


図 3.2-10 主要な道路網及び自動車交通量調査地点

イ バ ス

事業実施区域及びその周辺におけるバス路線は、図 3.2-11 に示すとおりである。

武豊町内では、町がコミュニティバスを運営しており、町内に 4 ルートが設定されている。

ウ 鉄 道

事業実施区域及びその周辺における鉄道網は、図 3.2-12 に示すとおりであり、JR 武豊線その他、名古屋鉄道（名鉄）河和線及び知多新線が通っている。

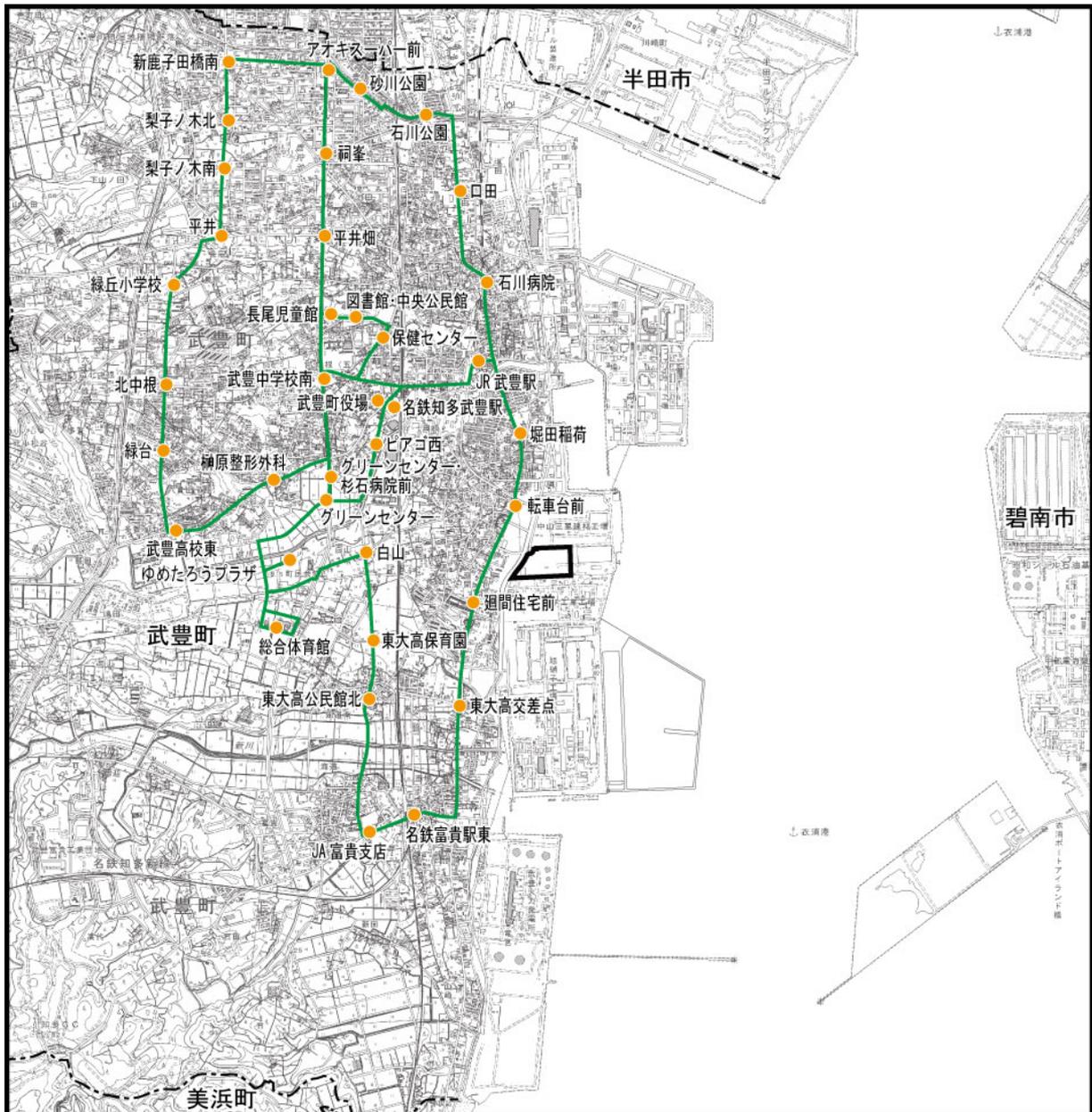
鉄道各駅の乗車人員は、表 3.2-16 に示すとおりである。

平成 25 年度の乗車人員は、事業実施区域に近い名鉄知多武豊駅及び JR 武豊駅において、それぞれ 1,140 千人、258 千人となっている。

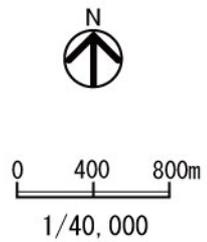
表 3.2-16 各駅の乗車人員（平成 25 年度）

区 分		乗車人員（千人）	
		内定期	
JR	武豊駅	258	192
名鉄	上ヶ駅	105	60
	知多武豊駅	1,140	807
	富貴駅	382	271

「町政概要 平成 26 年度版」（平成 26 年 8 月、武豊町）より作成



- : 事業実施区域
- : 市町界
- : バス路線 (武豊町コミュニティバス)
- : バス停留所



「コミュニティバス路線図」(武豊町ホームページ 平成 27 年 2 月閲覧) より作成

図 3.2-11 バス路線

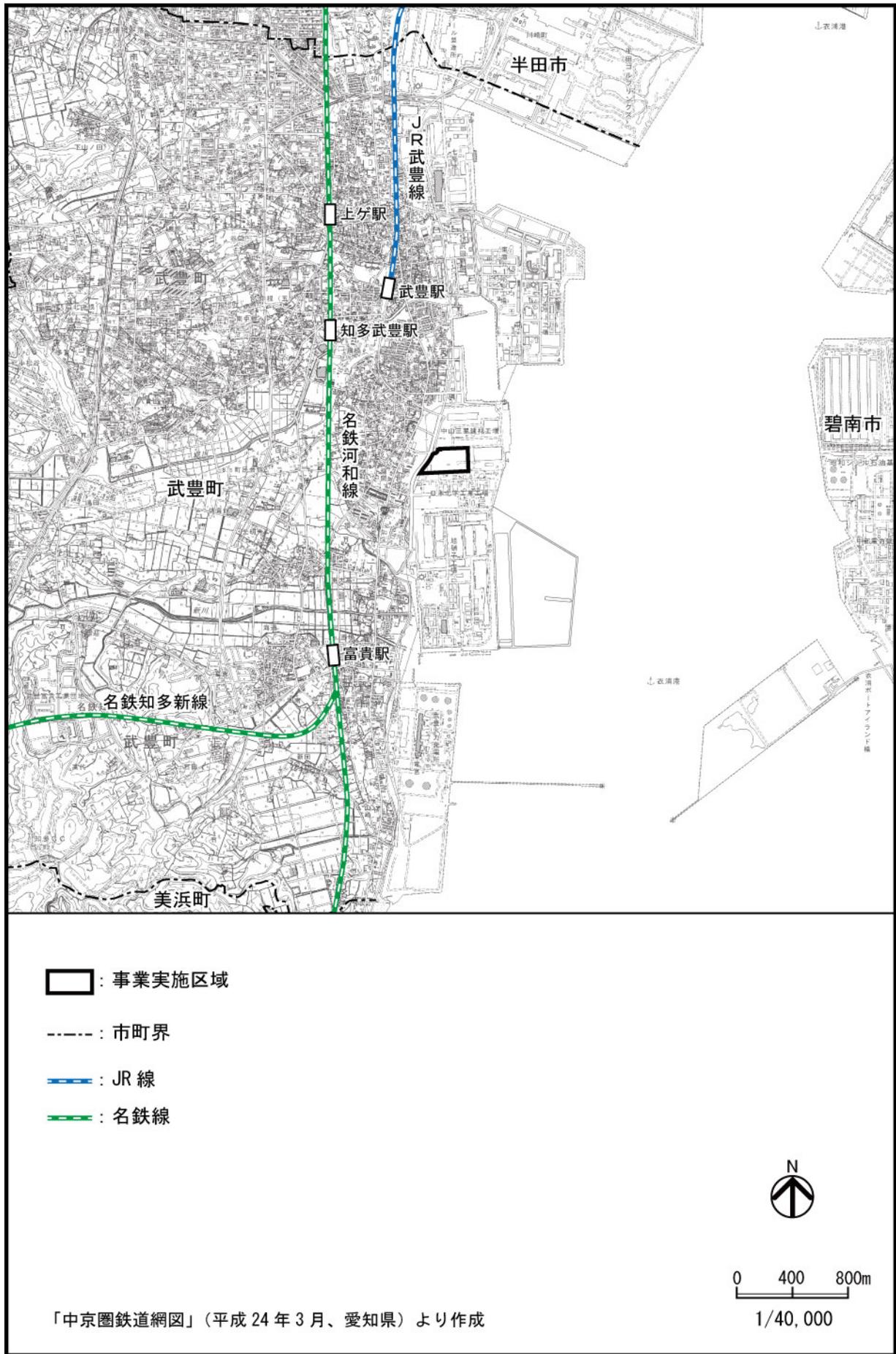


図 3.2-12 鉄道網

(5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

ア 学校、病院その他の施設

学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況は、表 3.2-17 及び図 3.2-13 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周辺には、小学校 4 箇所、中学校 2 箇所、高等学校 1 箇所、保育所 10 箇所、福祉関係施設 3 箇所、病院 2 箇所、図書館 1 箇所及び文化施設 1 箇所がある。

表 3.2-17 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設

施設等区分	No.	名称	所在地
小学校	1	武豊小学校	武豊町字高野前1
	2	衣浦小学校	武豊町字目堀36
	3	富貴小学校	武豊町大字富貴字郷南79
	4	緑丘小学校	武豊町字長宗1-1
中学校	5	武豊中学校	武豊町字中根4-5
	6	富貴中学校	武豊町大字東大高字熊野西8
高等学校	7	武豊高等学校	武豊町字ヲガケ8
保育所	8	南保育園	武豊町字明神戸59
	9	富貴保育園	武豊町大字富貴字道兼50-1
	10	北保育園	武豊町字砂川1-43
	11	西保育園	武豊町字中根4-50
	12	六貫山保育園	武豊町字六貫山1-61
	13	中山保育園	武豊町字平井田10-1
	14	東大高保育園	武豊町大字東大高字池下10
	15	北中根保育園	武豊町字北中根6-6
	16	竜宮保育園	武豊町大字富貴字南側47
福祉関係施設	17	わかば保育園	武豊町字四畝58-1
	18	くすのきの里	武豊町字梨子ノ木475
	19	榊原	武豊町大字富貴字西側108-5
病院	20	セントレアライフ武豊	武豊町字中山3-33
	21	杉石病院	武豊町字向陽1-117
図書館	22	石川病院	武豊町字ヒジリ田23
	23	武豊町立図書館	武豊町字山ノ神135-1
文化施設	24	歴史民俗資料館	武豊町字山ノ神20-1

注) 病院は、ベッド数 20 床以上の医療機関を対象としている。

「武豊町タウンマップ」(武豊町ホームページ 平成 27 年 2 月閲覧)

「保育園一覧」(武豊町ホームページ 平成 27 年 2 月閲覧)

「保育園について」(半田市ホームページ 平成 27 年 2 月閲覧)

「保育園一覧」(碧南市ホームページ 平成 27 年 2 月閲覧)

「学校一覧」(愛知県ホームページ 平成 27 年 2 月閲覧)

「私学振興室」(愛知県ホームページ 平成 27 年 2 月閲覧)

「高齢者向け施設のご案内」(愛知県ホームページ 平成 27 年 2 月閲覧)

「病院名簿(平成 26 年 6 月 30 日現在)」(愛知県ホームページ 平成 27 年 2 月閲覧)

より作成

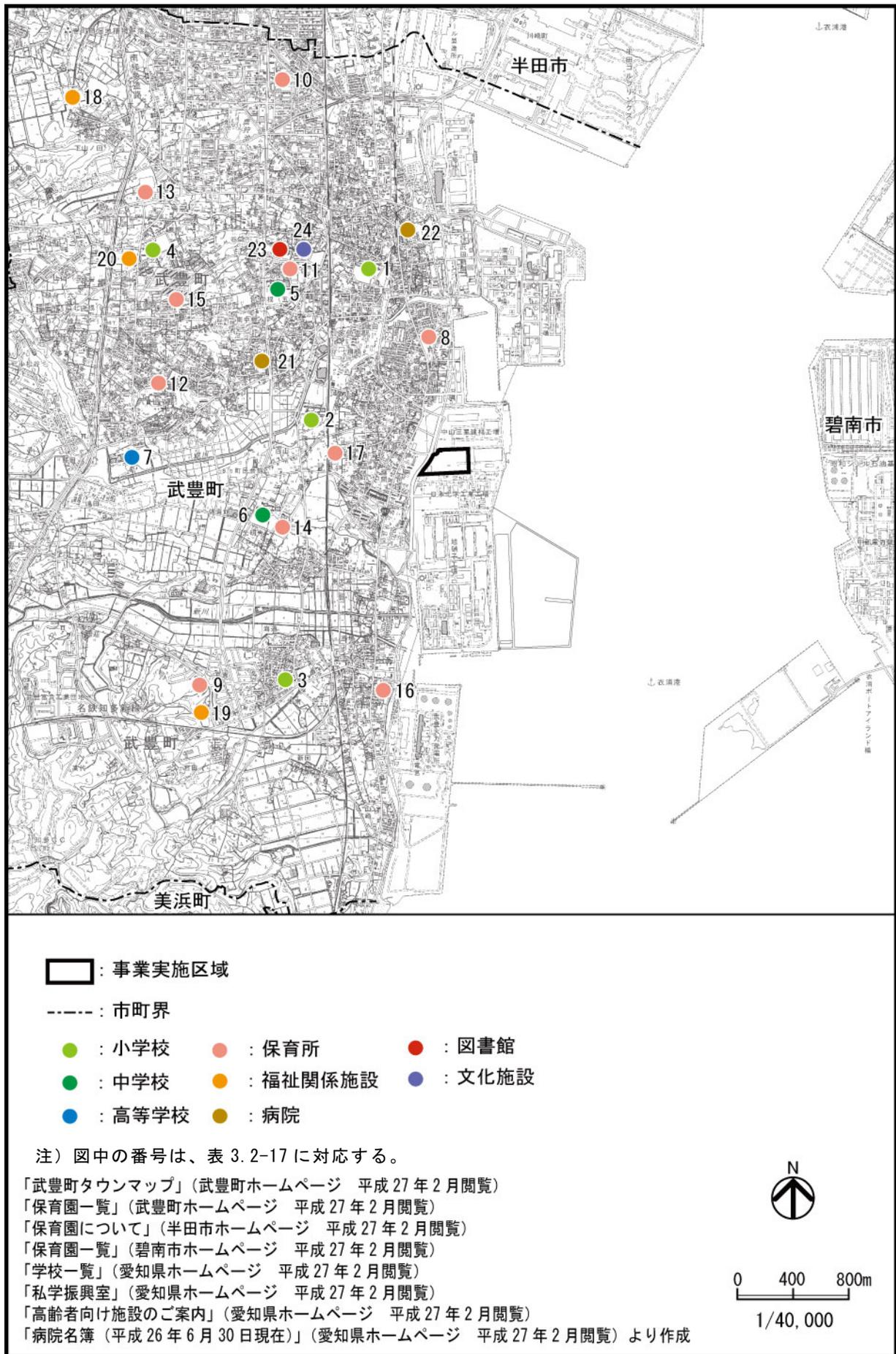


図 3.2-13 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の位置

イ 住宅の概況

事業実施区域及びその周辺における住宅の分布状況は、前掲図 3.2-5 に示す「一般低層住宅地」、「密集低層住宅地」及び「中高層住宅地」の範囲のとおりである。

住宅は、事業実施区域の北西側の武豊町市街地中心部から一般国道 247 号に沿った地域に広がっている。

(6) 下水道の整備の状況

事業実施区域が位置する武豊町とその周辺市（半田市、碧南市）及び愛知県における下水道の普及状況は、表 3.2-18 に示すとおりである。

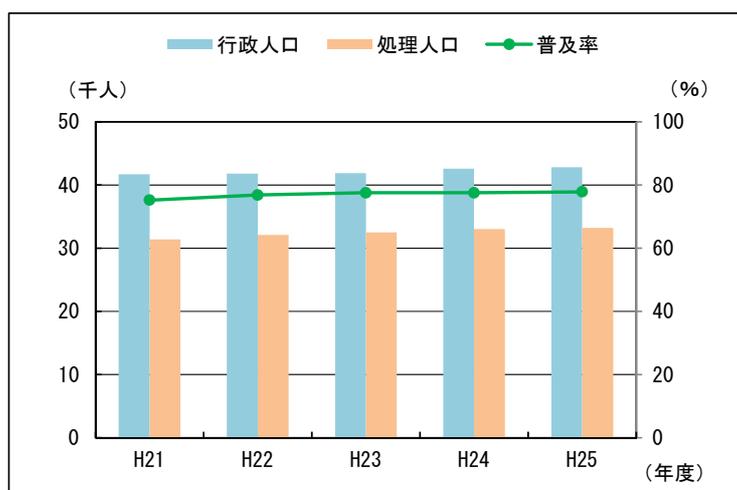
下水道普及率は、半田市が 85.7% で最も高く、次いで武豊町が 77.8%、碧南市が 68.0% となっている。

また、武豊町における下水道の普及状況の推移は、図 3.2-14 に示すとおりであり、ほぼ横ばいの状況である。

表 3.2-18 下水道の普及状況（平成 25 年度）

区 分	行政人口 (千人)	処理人口 (千人)	普及率 (%)
武豊町	42.8	33.2	77.8
半田市	119.1	102.1	85.7
碧南市	71.9	48.9	68.0
愛知県	7,469.8	5,582.7	74.7

「平成 26 年度版 あいちの下水道」（平成 26 年、愛知県）より作成



「平成 26 年度版 あいちの下水道」（平成 26 年、愛知県）より作成

図 3.2-14 武豊町における下水道の普及状況の推移

(7) 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

ア 公害関係法令等

(ア) 環境基準

a 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号,35号)、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号)、「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)及び「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)により、表3.2-19のとおり定められている。

なお、事業実施区域は工業専用地域であり、大気汚染に係る環境基準は適用されない。^{注)}

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

表 3.2-19 大気汚染に係る環境基準

項目	環境基準	評価方法	告示
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	昭和48年5月16日 環境庁告示
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持されること。	昭和53年7月11日 環境庁告示
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、10ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	昭和48年5月8日 環境庁告示
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m ³ 以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。	昭和48年5月8日 環境庁告示
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下に維持されること。ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。	昭和48年5月8日 環境庁告示
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。	平成9年2月4日 環境庁告示
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。	平成9年2月4日 環境庁告示
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。	平成9年2月4日 環境庁告示
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。	平成13年4月20日 環境省告示
ダイオキシン類	年間平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	同一測定点における1年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。	平成11年12月27日 環境庁告示
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	長期基準に関する評価は、測定結果の年平均値を長期基準（年平均値）と比較する。短期基準に関する評価は、測定結果の1日平均値のうち年間98%値を代表値として選択して、これを短期基準（日平均値）と比較する。	平成21年9月9日 環境省告示

注1)環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

2)ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25,35号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号）

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）

「平成26年版 環境白書」（平成26年12月、愛知県）より作成

b 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）により、表3.2-20のとおり定められている。また、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例の環境基準が定められている。

なお、事業実施区域は工業専用地域であることから、類型指定はない。

表 3.2-20(1) 騒音に係る環境基準

地域の 類型・区分		道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域	
		地域の類型			地域の区分	
		AA	A及びB	C	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域
基準 値	昼間	50デシベル以下	55デシベル以下	60デシベル以下	60デシベル以下	65デシベル以下
	夜間	40デシベル以下	45デシベル以下	50デシベル以下	55デシベル以下	60デシベル以下
備考		地域の類型 AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域 B：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 時間区分 昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から翌日の午前6時まで				

「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）

「平成26年版 環境白書」（平成26年12月、愛知県）より作成

表 3.2-20(2) 騒音に係る環境基準（特例）

時間の区分	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）

「平成26年版 環境白書」（平成26年12月、愛知県）より作成

c 水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、「環境基本法」に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」により、表3.2-21のとおり定められている。

生活環境の保全に関する環境基準は、「環境基本法」に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」により、河川、湖沼及び海域ごとに定められている。河川及び海域における環境基準の内容は、表3.2-22に示すとおりである。

なお、事業実施区域周辺における河川は、類型指定はされていない。また、事業実施区域周辺における海域は、C類型（衣浦港南部）及びIV類型（三河湾（イ））に指定されている。

表3.2-21(1) 人の健康の保護に関する環境基準等

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		
備 考			
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。			

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

「平成26年版 環境白書」（平成26年12月、愛知県）より作成

表3.2-21(2) ダイオキシン類による水質及び水底の底質に係る環境基準

項目	基準値
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
備 考	
1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2 水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。	

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）

「平成26年版 環境白書」（平成26年12月、愛知県）より作成

a 表 3.2-22(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考) 基準値は、日間平均値とする。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2) 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3) 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4) 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考
1 基準値は、年間平均値とする。

注) LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

「平成26年版環境白書」（平成26年12月、愛知県）より作成

表 3. 2-22 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

a

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下	検出されないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—
備考	1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。					

注1) 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2) 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級 : ポラ、ノリ等の水産生物用

3) 環境保全 : 国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

b

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素 (T-N)	全りん (T-P)
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下
備考	1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域タイプの指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。		

注1) 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2) 水産1級 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2級 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3級 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3) 生物生息環境保全: 年間を通じて底生生物が生息できる限度

c

類型	利用目的の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

注) LAS : 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)

「平成26年版 環境白書」(平成26年12月、愛知県) より作成

d 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準については、「環境基本法」に基づく「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（平成9年環境庁告示第10号）及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」により定められている。地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表3.2-23に示すとおりである。

表3.2-23(1) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

備考
 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（平成9年環境庁告示第10号）

「平成26年版 環境白書」（平成26年12月、愛知県）より作成

表3.2-23(2) ダイオキシン類による地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L以下

備考
 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。
 2 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）

「平成26年版 環境白書」（平成26年12月、愛知県）より作成

e 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」により定められている。

土壌の汚染に係る環境基準は、表 3.2-24 に示すとおりである。

表 3.2-24(1) 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機磷	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未滿であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未滿であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機磷とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p>

注) 検液とは、土壌を10倍量の水に混合し、振とう等により汚染物質を溶出させた液。
「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）
「平成26年版 環境白書」（平成26年12月、愛知県）より作成

表 3.2-24(2) ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下であること。
備考	<p>1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2 環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</p>

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）
「平成26年版 環境白書」（平成26年12月、愛知県）より作成

(イ) 規制基準等

a 大気汚染に係る規制

(a) 施設

本計画施設は、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)に定めるばい煙発生施設(廃棄物焼却炉)に該当する。さらに、「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設(廃棄物焼却炉)に該当する。

また、本事業では、非常用の自家発電用施設の設置が計画されている。

i 硫黄酸化物

(i) 排出基準

「大気汚染防止法」では、ばい煙発生施設ごとに排出口(煙突)の高さに応じて、硫黄酸化物の許容排出量を次式により定めている。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q : 硫黄酸化物の量 (Nm³/時)

K : 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)第3条及び「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」第9条で定められた値 (表3.2-25参照)

He : 補正された排出口の高さ (m)

$$He = Ho + 0.65 (Hm + Ht)$$

$$Hm = (0.795 (Q \cdot V)^{1/2}) \div (1 + 2.58 \div V)$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) (2.301 \log J + 1/J - 1)$$

$$J = 1 / (Q \cdot V)^{1/2} \{1460 - 296 \times V / (T - 288)\} + 1$$

Ho : 排出口の実高さ (m)

Q : 15℃における排出ガス量 (m³/秒)

V : 排出ガスの排出速度 (m/秒)

T : 排出ガスの温度 (絶対温度)

表 3.2-25 硫黄酸化物の排出基準 (K 値)

地域区分	区 域	法		県条例	
		49.3.31 以前に設置	49.4.1 以降に設置	49.9.29 以前に設置	49.9.30 以降に設置
法53号 県条例5	半田市、碧南市、刈谷市、 常滑市、大府市、高浜市、 阿久比町、東浦町及び 武豊町	3.5	1.75	3.5	1.75

「大気汚染防止便覧」(平成26年6月、愛知県)より作成

(ii) 総量規制

武豊町は、「大気汚染防止法」に基づく硫黄酸化物の総量規制の対象地域となっている。総量規制基準（原料及び燃料の量を重油の量に換算をしたものが500L/時以上の場合）は、次式により定められている。

$$Q = a W^{0.95} + r a' \{ (W + W_i)^{0.95} - W^{0.95} \}$$

Q：硫黄酸化物の排出許容量 (Nm³/時)

W：昭和51年3月31日（小型ボイラーは、昭和60年9月9日、ガスタービン、ディーゼル機関は、昭和63年1月31日、ガス機関、ガソリン機関は平成3年1月31日）以前に設置されたばい煙発生施設で使用される燃原料の合計値 (L/時)

W_i：昭和51年4月1日（小型ボイラーは、昭和60年9月10日、ガスタービン、ディーゼル機関は、昭和63年2月1日、ガス機関、ガソリン機関は平成3年2月1日）以降に設置されたばい煙発生施設で使用される燃原料の合計値 (L/時)

a：定数 (=3.72×10⁻³)

a'：定数 (=3.72×10⁻³)

r：定数 (=2/5)

(iii) 総排出量規制

武豊町は、「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく硫黄酸化物の総排出量規制の対象区域となっている。総排出量規制は、次式により定められている。

$$Q = R_3 \{ 0.7 \alpha S_3 (a W_2 + b) + Q'' \}$$

Q：硫黄酸化物の排出許容量 (Nm³/時)

W₁：昭和49年9月29日現在の大气指定施設の燃焼能力の合計値 (L/時)

W₂：大气指定施設の燃焼能力の合計値 (L/時)

Q''：昭和49年9月30日以後に設置される大气指定施設から燃料以外のものの燃焼によって排出される硫化酸化物の量 (Nm³/時)

a：定数 (表3.2-26参照)

b：定数 (表3.2-26参照)

R₃：定数 (=1.0)

α S₃：定数 ((0.298 - 0.024 log y₂) / 100)

$$y_2 = \left| (a W_2 + b) - (a W_1 + b) \right|$$

表 3.2-26 総排出量規制の定数（廃棄物焼却炉）

対象規模	大气指定工場等における大气指定施設の燃焼設備の燃料の燃焼能力の合計 (重油の量に換算した1時間当たり)	a	b
火格子面積 2m ² 以上 又は焼却能力 200kg/時以上 又は焼却設備の燃焼能力が 重油換算 50L/時以上	500L 以上 1,000L 未満	0.643	16
	1,000L 以上 5,000L 未満	0.743	-84
	5,000L 以上 10,000L 未満	0.606	620
	10,000L 以上	0.861	-1,930

「大気汚染防止便覧」（平成26年6月、愛知県）より作成

(iv) 燃料使用基準

「大気汚染防止法」第15条の2第3項の規定に基づく燃料使用基準では、重油その他の石油系燃料の燃料使用基準が定められており、武豊町は、この指定地域に含まれる。燃料使用基準は、表3.2-27に示すとおりである。

表3.2-27 燃料使用基準

燃料の種類	区 域	工場等の規模	燃料使用基準 (硫黄含有率)
重油その他の石油系燃料	半田市、碧南市、刈谷市、常滑市、大府市、高浜市、阿久比町、東浦町及び武豊町	工場又は事業場に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計が1時間当たり500L未満の工場事業場	0.8%以下

「大気汚染防止便覧」(平成26年6月、愛知県)より作成

ii ばいじん

「大気汚染防止法」では、施設の種類、焼却能力及び設置年月日による一般排出基準が、さらに「大気汚染防止法第4条第1項に基づく排出基準を定める条例」(昭和48年愛知県条例第4号)では、施設の規模に応じた上乘せ基準が、それぞれ定められている。一般排出基準と上乘せ基準の両方に該当する施設については、いずれかの厳しい基準が適用される。

廃棄物焼却炉に係る排出基準は、表3.2-28に示すとおりである。

表 3.2-28 ばいじんの排出基準（廃棄物焼却炉）

施設名	規模 (万Nm ³ /時)	焼却能力 (トン/時)	上乘せ基準 (g/Nm ³)	一般排出基準 (g/Nm ³)			
			S48.4.1～	H10.6.30 以前に設置	H10.7.1 以降に設置	On	
廃棄物焼却炉	連続炉	4以上	—	0.10	—	—	0s
		1～4	—	0.20	—	—	0s
		1未満	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
廃棄物焼却炉	—	4以上	—	0.08	0.04	12%	
	—	2～4	—	0.15	0.08	12%	
	—	2未満	—	0.25	0.15	12%	

注 1) この表に掲げるばいじんの量は、JIS Z 8808 に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火屑整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

2) ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては一工程の平均の量とする。

3) ばいじん量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : ばいじん量 (g/Nm³)

Cs : 測定時のばいじん量 (g/Nm³)

0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0s : 測定時の酸素濃度 (%)

「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)

「大気汚染防止法第4条第1項に基づく排出基準を定める条例」(昭和48年愛知県条例第4号)

「大気汚染防止便覧」(平成26年6月、愛知県)より作成

iii 窒素酸化物

(i) 排出基準

「大気汚染防止法」では、施設の種類、規模、設置年月日により排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は、表 3.2-29 に示すとおりである。

表 3.2-29 窒素酸化物の排出基準（廃棄物焼却炉）

施設名	規模 (万Nm ³ /時)	排出基準 (ppm)		
		S 52.6.17 以前に設置	S 52.6.18～ S 54.8.9に設置	S 54.8.10 以降に設置
廃棄物焼却炉 (連続炉)	4以上	300	250	
	4未満	300		250

注) 窒素酸化物濃度の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 窒素酸化物濃度 (ppm)

Cs : 測定時の窒素酸化物濃度 (ppm)

0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0s : 測定時の酸素濃度 (%)

「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)

「大気汚染防止便覧」(平成26年6月、愛知県)より作成

(ii) 工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領

愛知県では、指導対象ばい煙発生施設に対し、窒素酸化物排出量の削減の指導が行われている。指導要領は、表 3.2-30 に示すとおりである。

表 3.2-30 窒素酸化物に係る指導

指導対象 工場・事業場	指導対象施設 (法第2条2項に 規定するばい煙発 生施設)	指導内容	
		新增施設 (昭和58年6月15日以後に設 置されるばい煙発生施設)	既設施設 (昭和58年6月14日までに設 置されたばい煙発生施設)
大気指定工場 等 (県条例施行 規則第26条)	廃棄物焼却炉 火格子面積が 2m ² 以上又は 焼却能力が 200kg/時以上	1 表 3.2-29 に示す窒素酸化 物の排出基準の 20%以上の 削減。 ただし、削減されるべき窒素 酸化物排出量と同等以上の 量が他の施設で削減される 場合は、この限りでない。 2 1の規定にかかわらず、新 設に伴う既存施設の廃止の 場合、新設の施設から排出さ れる窒素酸化物の量は、当該 排出施設の量を下回ること。 ただし、新設施設に対する 指導は、1の規定による濃度 の低減を限度とする。	表 3.2-29 に示す窒素酸化物 の排出基準(昭和60年3月31 日において当該施設に適用さ れる基準)の5%以上の低減。 ただし、削減されるべき窒素 酸化物排出量と同等以上の量 が他の施設で削減される場合 は、この限りではない。

「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」(平成18年4月、愛知県)
「大気汚染防止便覧」(平成26年6月、愛知県)より作成

iv 塩化水素

「大気汚染防止法」では、廃棄物焼却炉について、塩化水素の排出基準が、
表 3.2-31 に示すとおり定められている。

表 3.2-31 塩化水素の排出基準 (廃棄物焼却炉)

施設名	排出基準 (mg/Nm ³)
廃棄物焼却炉	700 (O ₂ 12%)

注) 廃棄物焼却炉に係る塩化水素量の補正は次の算式により換算
するものとする。

$$C = \{(21-12)/(21-0s)\} \times Cs$$

C : 塩化水素の量 (mg/Nm³)

Cs : 排出ガス中の塩化水素の量 (mg/Nm³)

0s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)

「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)

「大気汚染防止便覧」(平成26年6月、愛知県)より作成

v ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、廃棄物焼却炉から排出されるダイ
オキシン類の排出基準が、表 3.2-32 に示すとおり定められている。

表 3.2-32 ダイオキシン類の排出基準（廃棄物焼却炉）

規模 (焼却能力 ^{注1)})	排出基準 (ng-TEQ/Nm ³) ^{注2)}			換算酸素濃度 (%)
	新設 (H12.1.15 以後設置)	既設		
		H9.12.2～ H12.1.14 設置	H9.12.1以前 設置	
4トン/時以上	0.1	0.1	1	12
2トン/時以上4トン/時未満	1	1	5	
火格子面積2m ² 以上又は 焼却能力0.2トン/時以上 2トン/時未満	5	5	10	
上記以外	5	10	10	

注1) 火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合は、それらの火床面積の合計）0.5m²以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合は、それらの焼却能力の合計）が50kg/時以上について適用される。

2) ダイオキシン類の量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{ (21 - 0n) / (21 - 0s) \} \times Cs$$

C : ダイオキシン類の量 (ng-TEQ/Nm³)

Cs : 測定時のダイオキシン類の量 (ng-TEQ/Nm³)

0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0s : 測定時の酸素濃度 (%)

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年総理府令第67号）

「大気汚染防止便覧」（平成26年6月、愛知県）より作成

(b) 自動車

武豊町は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年法律第70号）及び「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（平成22年8月、愛知県）に基づく対策地域となっている。

同要綱に定める対象自動車の運行に関わる事業者は、大気汚染に係る環境基準の達成維持及び地球温暖化防止を目指して、車種規制非適合車の使用抑制及びエコドライブの促進を図ることとされている。

対策地域で適用される排出基準は、表3.2-33に示すとおりである。

表 3.2-33 窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準

車 種		排 出 基 準	
ディーゼル乗用車		NOx : 0.48g/km(昭和53年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km	
バス・トラック等 (ディーゼル車・ ガソリン車・LPG車)	車 両 総重量 区 分	1.7t以下	NOx : 0.48g/km(昭和63年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km
		1.7t超2.5t以下	NOx : 0.63g/km(平成6年規制ガソリン車並) PM : 0.06g/km
		2.5t超3.5t以下	NOx : 5.9g/kWh(平成7年規制ガソリン車並) PM : 0.175g/kWh
		3.5t超	NOx : 5.9g/kWh(平成10年、平成11年規制ディーゼル車並) PM : 0.49g/kWh(平成10年、平成11年規制ディーゼル車並)

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則」（平成4年総理府令第53号）より作成

b 騒音に係る規制

武豊町は、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）に基づく規制地域に指定されており、特定工場等に係る規制基準、特定建設作業に係る規制基準及び自動車騒音に係る限度（以下「要請限度」という。）が定められている。

(a) 特定工場等の規制基準

「騒音規制法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき、特定工場等で発生する騒音については、規制基準が定められている。

特定工場等に係る騒音の規制基準は、表 3.2-34 に示すとおりである。

事業実施区域は工業専用地域であり、この地域の基準が適用される。

表 3.2-34 特定工場等に係る騒音の規制基準

法の区域の区分	地域の区分	昼間 8時～19時	朝 6時～8時 夕 19時～22時	夜間 22時～ 翌日の6時
第1種	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
	市街化調整区域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種	工業地域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
	工業専用地域	75デシベル	75デシベル	70デシベル
	都市計画区域以外の地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
<p>注1) 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）、都市計画区域以外の地域について、次の施設の敷地の周囲50mの範囲内における基準は、この表で定める基準より5デシベル減じた基準値とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園 2 保育所 3 病院又は診療所のうち患者の収容施設を有するもの 4 図書館 5 特別養護老人ホーム <p>2) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内の基準は、この表で定める基準より5デシベル減じた基準値とする。</p>				

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号）

「特定工場等において発生する騒音の規制基準」（昭和 46 年愛知県告示第 800 号）より作成

(b) 特定建設作業の規制基準

「騒音規制法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき、特定建設作業に伴う騒音の基準が定められている。

特定建設作業に係る規制基準は、表 3.2-35 に示すとおりである。

事業実施区域は工業専用地域であり、③地域の基準が適用される。

表 3.2-35 特定建設作業に係る騒音の規制基準

規制の種別	地域の区分	基準等
基準値	①②③	85dBを超えないこと
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと
*1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと
	②	14時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注 1) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値である。

2) 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず 1 日の作業時間を*欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3) 地域の区分

①地域：ア 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域を定めない地域及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲 80m の区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）より作成

(c) 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づき、自動車騒音に係る要請限度が、表 3.2-36 に示すとおり定められている。

表 3.2-36 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	昼 間	夜 間
	6時～22時	22時～翌日6時
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

注 1) 区域の区分

- a 区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
- b 区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域
- c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲)は、上表にかかわらず、昼間においては75dB、夜間においては70dBとする。

2) 「幹線交通を担う道路」とは次に掲げる道路をいう。

- ① 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道は4車線以上の区間)
- ② 一般自動車道であって「都市計画法施行規則」(昭和44年建設省令第49号)第7条第1号に定める自動車専用道路

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年総理府令第15号)より作成

c 振動に係る規制

武豊町は、「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づく規制地域に指定されており、特定工場等に係る規制基準、特定建設作業に係る規制基準及び道路交通振動に係る限度(以下「要請限度」という。)が定められている。

(a) 特定工場等の規制基準

「振動規制法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき、特定工場等で発生する振動については、規制基準が定められている。

特定工場等に係る振動の規制基準は、表3.2-37に示すとおりである。

事業実施区域は工業専用地域であり、この地域の基準が適用される。

表 3.2-37 特定工場等に係る振動の規制基準

法の区域の区分	地域の区分	昼間 7時～20時	夜間 20時～翌日の7時
第1種	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域	60デシベル	55デシベル
	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	65デシベル	55デシベル
第2種	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域	65デシベル	60デシベル
	工業地域	70デシベル	65デシベル
	工業専用地域	75デシベル	70デシベル
	都市計画区域以外の地域	65デシベル	60デシベル
<p>注1) 工業地域・工業専用地域について、次の施設の敷地の周囲50mの範囲内における基準は、この表で定める基準より5デシベル減じた基準値とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園 2 保育所 3 病院又は診療所のうち患者の収容施設を有するもの 4 図書館 5 特別養護老人ホーム <p>2) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内の基準は、この表で定める基準より5デシベル減じた基準値とする。</p>			

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年環境庁告示第90号）

「特定工場等において発生する振動の規制基準」（昭和52年愛知県告示第1047号）より作成

(b) 特定建設作業の規制基準

「振動規制法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき、特定建設作業に伴う振動の基準が定められている。

特定建設作業に係る規制基準は、表 3.2-38 に示すとおりである。

事業実施区域は工業専用地域であり、③地域の基準が適用される。

表 3.2-38 特定建設作業に係る振動の規制基準

規制の種類別	地域の区分	基準等
基準値	①②③	75dBを超えないこと
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと
*1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと
	②	14時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注 1) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値である。

2) 基準値を超えている場合、振動の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3) 地域の区分

①地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域を定めない地域及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

「振動規制法施行規則」（昭和51年総務省令第58号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）

より作成

(c) 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」に基づき、道路交通振動に係る要請限度が、表 3.2-39 に示すとおり定められている。

表 3.2-39 道路交通振動に係る要請限度

区域の区分	該当地域	昼間	夜間
		7時～20時	20時～翌日7時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	65dB	60dB
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70dB	65dB

「振動規制法施行規則」（昭和51年総務省令第58号）

「振動規制法施行規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分及び同表備考2の規定に基づく時間の区分の指定」（昭和52年愛知県告示第1049号）より作成

d 悪臭に係る規制

武豊町は、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づく規制地域に指定されており、臭気指数による規制が行われている。

臭気指数による規制基準は、表 3.2-40 に示すとおりである。

事業実施区域は、第 2 種地域の基準が適用される。

表 3.2-40 臭気指数による規制基準

規制地域の区分	規制基準		
	敷地境界線	気体排出口	排水
第 1 種地域	12	敷地境界線における規制基準の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年総理府令第 39 号）第 6 条の 2 に定める方法により算出した値	28
第 2 種地域	15		31
第 3 種地域	18		34

注) 気体排気口の高さが 15m 以上と 15m 未満の施設に分けて設定方法が定められている。

・ 15m 未満 指標：臭気指数

大気拡散式：流量を測定しない簡易な方法

・ 15m 以上 指標：臭気排出強度

大気拡散式：建物の影響による拡散場の乱れを考慮した大気拡散式

「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年総理府令第 39 号）

「悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成 18 年愛知県告示第 378 号）より作成

e 水質汚濁に係る規制

(a) 排水基準

一般廃棄物の焼却施設は、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に定める特定施設に該当する。特定施設から排水がある場合には、特定事業場となり、有害物質の排水基準が適用される。また、特定事業場からの日平均排水量が 50m³/日を超える場合は、生活環境項目の排水基準が適用される。有害物質及び生活環境項目の排水基準は、表 3.2-41 に示すとおりである。

表 3.2-41(1) 排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして0.03mg/L
シアン化合物	シアンとして1mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	鉛として0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロムとして0.5mg/L
砒素及びその化合物	砒素として0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	セレンとして0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域：ほう素として230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域：ふっ素として15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

注)「検出されないこと。」とは、排水基準を定める総理府令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）より作成

表 3.2-41(2) 排水基準（生活環境項目）

項目名		許容限度
水素イオン濃度（pH）		海域：5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量（BOD）		160mg/L（日間平均120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）		160mg/L（日間平均120mg/L）
浮遊物質（SS）		200mg/L（日間平均150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5mg/L
	動植物油脂類	30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均3,000個/cm ³
窒素含有量		120mg/L（日間平均60mg/L）
りん含有量		16mg/L（日間平均 8mg/L）

注 1) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2) BOD についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、COD についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

3) 窒素含有量、りん含有量についての排水基準は、窒素又はりんが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼、及び海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがあるとして環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。（愛知県はほぼ全域が適用地域となっている。）

「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）より作成

(b) 総量規制基準

事業実施区域は、「水質汚濁防止法」に基づく総量規制の指定地域であり、日平均排水量が 50m³/日以上の場合は、次の総量規制基準が適用される。

化学的酸素要求量の総量規制基準

$$L_c = (C_{c_j} \cdot Q_{c_j} + C_{c_i} \cdot Q_{c_i} + C_{c_o} \cdot Q_{c_o}) \cdot 10^{-3}$$

L_c : 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)

$C_{c_j} = 30$: 化学的酸素要求量 (mg/L)

$C_{c_i} = 30$: 化学的酸素要求量 (mg/L)

$C_{c_o} = 30$: 化学的酸素要求量 (mg/L)

Q_{c_j} : 平成 3 年 7 月 1 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量 (m^3 /日)

Q_{c_i} : 昭和 55 年 7 月 1 日から平成 3 年 6 月 30 日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量 (m^3 /日)

Q_{c_o} : 特定排水の量 (Q_{c_j} 及び Q_{c_i} を除く。) (m^3 /日)

窒素の総量規制基準

$$L_n = (C_{n_i} \cdot Q_{n_i} + C_{n_o} \cdot Q_{n_o}) \cdot 10^{-3}$$

L_n : 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)

$C_{n_i} = 20$: 窒素含有量 (mg/L)

$C_{n_o} = 25$: 窒素含有量 (mg/L)

Q_{n_i} : 平成 14 年 10 月 1 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量 (m^3 /日)

Q_{n_o} : 特定排水の量 (Q_{n_i} を除く。) (m^3 /日)

りんの総量規制基準

$$L_p = (C_{p_i} \cdot Q_{p_i} + C_{p_o} \cdot Q_{p_o}) \cdot 10^{-3}$$

L_p : 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)

$C_{p_i} = 1$ (日平均排水量 $40m^3$ 以上のもの)

$= 1.5$ (日平均排水量 $400m^3$ 未満のもの)

: りん含有量 (mg/L)

$C_{p_o} = 2.5$: りん含有量 (mg/L)

Q_{p_i} : 平成 14 年 10 月 1 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量 (m^3 /日)

Q_{p_o} : 特定排水の量 (Q_{p_i} を除く。) (m^3 /日)

「水質汚濁防止法第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準」(平成 24 年愛知県告示第 118 号、第 399 号)

「水質汚濁防止法第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準」(平成 24 年愛知県告示第 119 号、第 400 号)

「水質汚濁防止法第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準」(平成 24 年愛知県告示第 120 号、第 401 号) より作成

(c) 上乘せ排水基準

対象事業の特定事業場からの日平均排水量が $20m^3$ /日以上である場合には、
「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」(昭和 47 年愛知県条例第 4 号) に基づき、上乘せ排水基準が適用される。上乘せ排水基準が適用される項目及び許容限度は、表 3.2-42 に示すとおりである。

表 3.2-42 上乗せ排水基準（衣浦湾・境川等水域）

項 目		許容限度
生物化学的酸素要求量(BOD)		25mg/L（日間平均 20mg/L）
化学的酸素要求量(COD)		25mg/L（日間平均 20mg/L）
浮遊物質（SS）		30mg/L（日間平均 20mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	2mg/L
	動植物油脂類	10mg/L
フェノール類含有量		1mg/L
銅含有量		1mg/L
溶解性鉄含有量		5mg/L
溶解性マンガン含有量		5mg/L

「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年愛知県条例第 4 号）より作成

(d) 排水に係るダイオキシン類の排出基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、火床面積 0.5m² 以上又は焼却能力 50 kg/h 以上の廃棄物焼却炉（廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設）から排出されるダイオキシン類の排出基準は 10pg-TEQ/L 以下と定められている。

(e) 地下水浸透水の規制等

「水質汚濁防止法」に基づき、有害物質使用特定事業場から水を排出する者は、有害物質を含む（検出される）水を地下に浸透させてはならないとされている。これは、有害物質による地下水汚染を未然に防止するために設けられた規定であり、漏出等非意図的な原因による有害物質の地下浸透に対しても適用される。

f 地盤、地下水及び土壌に係る規制

(a) 地 盤

武豊町は、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）による地下水の採取に関する指定地域及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」による地下水の採取に関する規制区域には含まれないが、「県民の生活環境の保全等に関する条例」及び「武豊町環境保全条例」（昭和 53 年武豊町条例第 13 号）により、水量測定器の設置と揚水量の報告義務が定められている。

(b) 土壌及び地下水

「土壌汚染対策法」において、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止時、または土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるときは、同法に基づく土壌汚染調査が必要となる。また、一定規模以上の土地（3,000m² 以上）の形質の変更時には、「土壌汚染対策法」に基づき、この旨を都道府県知事に届け出るとともに、「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき、当該土地における地歴調査を行う必要がある。

なお、事業実施区域は、「土壌汚染対策法」で定める要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定されていない。

「県民の生活環境の保全等に関する条例」において定められている特定有害物質による土壌汚染等の有無を判断する基準である土壌汚染等対策基準は、表 3.2-43 に示すとおりである。

表 3.2-43 土壌汚染等対策基準

特定有害物質の名称	土壌溶出量 基準 (mg/L)	土壌含有量 基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)	第二溶出量 基準 (mg/L)	
第一種 (揮発性有機化合物) 特定有害物質	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	0.1 以下	1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下	0.4 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下	0.2 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—	0.03 以下	0.3 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
	第二種 (重金属等) 特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
六価クロム化合物		0.05 以下	250 以下	0.05 以下	1.5 以下
シアン化合物		検出されないこと	50 以下(遊離シアンとして)	検出されないこと	1 以下
水銀及びその化合物		水銀が 0.0005 以下、かつアルキル水銀が検出されないこと	15 以下	水銀が 0.005 以下、かつアルキル水銀が検出されないこと	水銀が 0.005 以下、かつアルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
鉛及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
砒素及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
ふっ素及びその化合物		0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下	24 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下	30 以下	
第三種 (農薬等) 特定有害物質	シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下	0.03 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下	0.06 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下	0.2 以下
	PCB	検出されないこと	—	検出されないこと	0.003 以下
	有機燐化合物	検出されないこと	—	検出されないこと	1 以下

「愛知県土壌汚染等対策指針」(平成 22 年愛知県告示第 571 号)

「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」(平成 26 年 8 月、環境省)より作成

g 日照障害に係る規制

「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号)に基づく日影規制は、表 3.2-44 に示すとおりである。また、同表のロ欄、ハ欄、ニ欄に該当する区分は、表 3.2-45 に示すとおり、「愛知県建築基準条例」(昭和 39 年愛知県条例第 49 号)に基づき指定されている。

事業実施区域は工業専用地域であり、日影規制の適用を受けない地域であるが、

事業実施区域西側は準工業地域であり、二欄(2)に該当する。

表 3.2-44 建築基準法に基づく日影規制

イ 地域又は区域	ロ 制限を受ける 建築物	ハ 平均地盤面 からの高さ	ニ 日影時間		
			区分	敷地境界線から	敷地境界線から
				の水平距離が 10m以内	の水平距離が 10mを超える
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超 える建築物又は地 階を除く階数が三 以上の建築物	1.5m	(1)	3時間	2時間
			(2)	4時間	2.5時間
			(3)	5時間	3時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	高さが10mを超 える建築物	4m又は 6.5m	(1)	3時間	2時間
			(2)	4時間	2.5時間
			(3)	5時間	3時間
第一種住居地域、第二種住 居地域、準住居地域、近隣 商業地域、準工業地域	高さが10mを超 える建築物	4m又は 6.5m	(1)	4時間	2.5時間
			(2)	5時間	3時間
用途地域の指定のない区域	①軒の高さが7mを超 える建築物又は地 階を除く階数が三 以上の建築物	1.5m	(1)	3時間	2時間
			(2)	4時間	2.5時間
			(3)	5時間	3時間
	②高さが10mを超 える建築物	4m	(1)	3時間	2時間
			(2)	4時間	2.5時間
			(3)	5時間	3時間

注) この表において、平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにお
ける水平面からの高さをいうものとする。

「建築基準法」(昭和25年法律第201号)より作成

表 3.2-45 愛知県建築基準条例に基づく日影規制

表 3.2-44 のイ欄に規定する地域又は区域		ロ欄から 選択	ハ欄から 選択	ニ欄から 選択
第一種低層住居専用地域	容積率が十分の八以下の区域			(1)
第二種低層住居専用地域	容積率が十分の十以上の区域			(2)
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	容積率が十分の十五以下の区域		4m	(1)
	容積率が十分の二十以上の区域			(2)
第一種住居地域、第二種住居 地域、準住居地域	容積率が十分の二十の区域		4m	(1)
	容積率が十分の三十以上の区域			(2)
近隣商業地域又は準工業地域	容積率が十分の二十の区域		4m	(2)
用途地域の指定のない区域	容積率が十分の二十以下の区域	②		(2)

「愛知県建築基準条例」(昭和39年愛知県条例第49号)より作成

イ 自然関係法令等

(ア) 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例による指定状況

事業実施区域が位置する武豊町及びその周辺市（半田市、碧南市）における「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）による指定状況は、表 3.2-46 に示すとおりである。

なお、事業実施区域は、自然環境保全地域には指定されていない。

表 3.2-46 条例による自然環境保全地域の指定状況

町名	名 称	自然環境保全地域面積 (ha)
武豊町	壱町田湿地	1.23

「愛知県自然環境保全地域」（愛知県ホームページ 平成 27 年 2 月閲覧）より作成

(イ) 自然公園法等による指定状況

事業実施区域が位置する武豊町とその周辺市（半田市、碧南市）における「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及び「愛知県立自然公園条例」（昭和 43 年愛知県条例第 7 号）による指定状況は、表 3.2-47 に示すとおりである。

なお、事業実施区域は、南知多県立自然公園には含まれていない。

表 3.2-47 自然公園法等による指定状況

単位：ha

町名	名 称	県立自然公園		
		計	特別地域	普通地域
武豊町	南知多県立自然公園	1,189	-	1,189

注) 平成 26 年 3 月 31 日現在

「土地に関する統計年報 平成 26 年版」（平成 27 年 2 月、愛知県）より作成

(ウ) 都市公園法による指定状況

事業実施区域が位置する武豊町とその周辺市（半田市、碧南市）及び愛知県における「都市公園法」（昭和31年法律第79号）により指定された公園の状況は、表3.2-48に示すとおりである。

表3.2-48 都市公園の箇所数と面積

単位：箇所、ha

区分		市町県名				
		武豊町	半田市	碧南市	愛知県	
住区基幹公園	街区公園	箇所	8	42	40	3,547
		面積	2	12	13	860
	近隣公園	箇所	-	7	1	318
		面積	-	11	2	546
	地区公園	箇所	-	3	1	83
		面積	-	18	5	420
都市基幹公園	総合公園	箇所	-	-	1	39
		面積	-	-	12	807
	運動公園	箇所	-	1	-	48
		面積	-	27	-	581
大規模公園	広域公園	箇所	-	-	-	9
		面積	-	-	-	823
特殊公園	風致公園	箇所	-	-	-	20
		面積	-	-	-	330
	動植物公園	箇所	-	-	-	5
		面積	-	-	-	154
	歴史公園	箇所	-	-	-	20
		面積	-	-	-	34
	墓園	箇所	1	-	-	13
		面積	8	-	-	170
国営公園	箇所	-	-	-	1	
	面積	-	-	-	100	
緩衝緑地	箇所	-	-	-	10	
	面積	-	-	-	74	
都市緑地	箇所	1	4	5	292	
	面積	0	6	7	543	
都市林	箇所	-	-	-	3	
	面積	-	-	-	6	
広場公園	箇所	-	-	-	29	
	面積	-	-	-	4	
緑道	箇所	-	-	-	60	
	面積	-	-	-	155	

注1) -：該当数値なし

0：単位未満に数値があるが四捨五入すると0になるもの

2)平成26年3月31日現在

「土地に関する統計年報 平成26年版」（平成27年2月、愛知県）より作成

(エ) 風致地区、特別緑地保全地区の指定状況

事業実施区域が位置する武豊町とその周辺市（半田市、碧南市）には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく風致地区はない。また、「都市計画法」及び「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく特別緑地保全地区もない。

(オ) 生産緑地法、森林法による指定状況

事業実施区域が位置する武豊町とその周辺市（半田市、碧南市）及び愛知県における「生産緑地法」（昭和 49 年法律第 68 号）による生産緑地地区、「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号）による保安林の指定状況は、表 3.2-49 に示すとおりである。

なお、事業実施区域は、生産緑地地区及び保安林には指定されていない。

表 3.2-49 生産緑地地区及び保安林の指定状況

市町県名	生産緑地地区		保安林
	箇所数	面積 (ha)	面積 (ha)
武豊町	-	-	30
半田市	52	6	15
碧南市	333	20	-
愛知県	8,678	1,178	68,138

注) 平成 26 年 3 月 31 日現在

「土地に関する統計年報 平成 26 年版」(平成 27 年 2 月、愛知県)より作成

(カ) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による指定状況

事業実施区域が位置する武豊町とその周辺市（半田市、碧南市）及び愛知県における「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）による鳥獣保護区の指定状況は、表 3.2-50 に示すとおりである。

なお、事業実施区域は、鳥獣保護区には指定されていない。

表 3.2-50 鳥獣保護区の指定状況

単位：ha

市町県名	鳥獣保護区	
		特別保護地区
武豊町	24	-
半田市	584	-
碧南市	-	-
愛知県	25,265	439

注) 平成 25 年 11 月 1 日現在

「土地に関する統計年報 平成 26 年版」(平成 27 年 2 月、愛知県)より作成

(キ) 農業振興地域等の指定状況

事業実施区域が位置する武豊町とその周辺市（半田市、碧南市）及び愛知県における「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）に基づく農業振興地域と農用地区域の状況は、表3.2-51に示すとおりである。

なお、事業実施区域は、農業振興地域及び農用地区域には指定されていない。

表 3.2-51 農業振興地域及び農用地区域の指定状況

市町県名	農業振興地域 (ha)	農用地区域 (ha)
武豊町	1,399	496
半田市	1,820	801
碧南市	1,469	846
愛知県	184,150	69,075

注) 平成25年12月1日現在

「土地に関する統計年報 平成26年版」（平成27年2月、愛知県）より作成

ウ 防災関係法令等

(ア) 河川保全区域の指定状況

事業実施区域が位置する武豊町とその周辺市（半田市、碧南市）及び愛知県において、「河川法」（昭和39年法律第167号）により河川保全区域に指定されている面積は、表3.2-52に示すとおりである。

なお、事業実施区域は、河川保全区域には指定されていない。

表 3.2-52 河川保全区域の指定状況

市町県名	河川保全区域 (ha)
武豊町	-
半田市	-
碧南市	16
愛知県	1,752

注) 平成26年3月31日現在

「土地に関する統計年報 平成26年版」（平成27年2月、愛知県）より作成

(イ) 海岸保全区域の指定状況

事業実施区域が位置する武豊町とその周辺市（半田市、碧南市）及び愛知県において、「海岸法」（昭和31年法律第101号）により海岸保全区域に指定されている面積は、表3.2-53に示すとおりである。

なお、事業実施区域は、海岸保全区域には指定されていない。

表 3.2-53 海岸保全区域の指定状況

市町県名	海岸保全区域 (ha)
武豊町	44
半田市	69
碧南市	65
愛知県	10,264

注) 平成 26 年 3 月 31 日現在
 「土地に関する統計年報 平成 26 年版」(平成 27 年 2 月、愛知県)より作成

(ウ) 砂防指定地の指定状況

事業実施区域が位置する武豊町とその周辺市(半田市、碧南市)及び愛知県において、「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号)により砂防指定地に指定されている面積は、表 3.2-54 に示すとおりである。

なお、事業実施区域は、砂防指定地には指定されていない。

表 3.2-54 砂防指定地の指定状況

市町県名	砂防指定地 (ha)
武豊町	852
半田市	653
碧南市	-
愛知県	74,270

注) 平成 26 年 3 月 31 日現在
 「土地に関する統計年報 平成 26 年版」(平成 27 年 2 月、愛知県)より作成

(エ) 地すべり防止区域の指定状況

事業実施区域が位置する武豊町とその周辺市(半田市、碧南市)における「地すべり等防止法」(昭和 33 年法律第 30 号)による地すべり防止区域の指定はない。

(オ) 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

事業実施区域が位置する武豊町とその周辺市(半田市、碧南市)及び愛知県において、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号)による急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は、表 3.2-55 に示すとおりである。

なお、事業実施区域は、急傾斜地崩壊危険区域には指定されていない。

表 3.2-55 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

市町県名	急傾斜地崩壊危険区域	
	箇所数	面積 (ha)
武豊町	1	0
半田市	7	9
碧南市	-	-
愛知県	580	672

注 1) - : 該当数値なし

0 : 単位未満に数値があるが四捨五入すると 0 になるもの

2) 平成 26 年 3 月 31 日現在

「土地に関する統計年報 平成 26 年版」(平成 27 年 2 月、愛知県)より作成

(カ) 山地災害危険地区の指定状況

事業実施区域が位置する武豊町とその周辺市(半田市、碧南市)及び愛知県における山地災害危険地区の指定状況は、表 3.2-56 に示すとおりである。

なお、事業実施区域は、山地災害危険地区には指定されていない。

表 3.2-56 山地災害危険地区の指定状況

単位：地区

市町県名	総数	山地災害危険地区		
		山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区	崩壊土砂流出危険地区
武豊町	4	4	-	-
半田市	6	6	-	-
碧南市	-	-	-	-
愛知県	4,999	2,548	25	2,426

注) 平成 26 年 3 月 31 日現在

「土地に関する統計年報 平成 26 年版」(平成 27 年 2 月、愛知県)より作成

(キ) 土砂災害警戒区域の指定状況

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号)に基づき、急傾斜地の崩壊または土石流のおそれがある区域として指定されている土砂災害警戒区域の指定状況は、表 3.2-57 に示すとおりである。

なお、事業実施区域は、土砂災害警戒区域には指定されていない。

表 3.2-57 土砂災害警戒区域の指定状況

単位：区域

市町県名	土砂災害警戒区域					
	土石流		急傾斜地の崩壊		地すべり	
	警戒区域	うち特別警戒区域	警戒区域	うち特別警戒区域	警戒区域	うち特別警戒区域
武豊町	-	-	1	1	-	-
半田市	-	-	14	10	-	-
碧南市	-	-	10	8	-	-
愛知県	1,703	1,290	3,991	3,794	1	-

注)平成 26 年 4 月 10 日現在

「土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定」(愛知県ホームページ 平成 27 年 2 月閲覧)より作成

(ク) 災害危険区域の指定状況

事業実施区域が位置する武豊町とその周辺市(半田市、碧南市)及び愛知県における「建築基準法」による災害危険区域の指定状況は、表 3.2-58 に示すとおりである。

なお、事業実施区域は、災害危険区域には指定されていない。

表 3.2-58 災害危険区域の指定状況

市町県名	災害危険区域	
	箇所数	面積(ha)
武豊町	1	0
半田市	5	4
碧南市	-	-
愛知県	279	6,772

注 1) -: 該当数値なし

0: 単位未満に数値があるが四捨五入すると 0 になるもの

2)平成 26 年 3 月 31 日現在

「土地に関する統計年報 平成 26 年版」(平成 27 年 2 月、愛知県)より作成

エ 環境保全に関する計画等

(ア) 愛知県環境基本計画

a 環境の保全に関する方針

「愛知県環境基本計画」は、「愛知県環境基本条例」（平成 7 年愛知県条例第 1 号）第 9 条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、平成 9 年 8 月に第 1 次の愛知環境基本計画が策定された。その後、環境政策の更なる展開を図るため 5 年を目安に見直しが行われ、社会経済情勢や環境を取り巻く状況の変化を踏まえて、平成 26 年 5 月に「第 4 次愛知県環境基本計画」が策定されている。

<計画の位置付け役割・計画期間>

- ・愛知県のさらなる発展に向け、県だけでなく市町村をはじめ地域の様々な主体が地域づくりに取り組むための指針である「あいちビジョン 2020」に沿った環境政策の全体像を示す計画である。
- ・環境関係の個別計画の上位計画であると同時に、環境の視点を盛り込んだ県政の様々な分野における計画とも連携し、これらの計画と一体となって環境施策の総合的かつ計画的な推進を図る。
- ・平成 42 年（2030 年）の愛知の環境のあるべき姿を環境保全の目標として示した上で、その実現に向けて平成 32 年度（2020 年度）までに取り組むべき施策の方向を示す。

「第 4 次愛知県環境基本計画」における計画の目標は、「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』の実現」としている。

また、目標実現のために、以下の「3つのあいち」づくりを目指すこととしている。

<目標の実現に向けた「3つのあいち」づくり>

① 環境と経済の調和のとれたあいち

我が国の経済をけん引する日本一のモノづくり地域として、あらゆる経済・産業活動において常に環境に配慮した取組が積極的に実施され、良好な環境のもとで持続的に発展する地域。

② 安全で快適に暮らせるあいち

公害のない安全な生活空間が確保されるとともに、日常生活の中で安らぎや自然の豊かさを実感することができ、すべての県民がいつまでも暮らしていきたいと思える、日本一安全で快適な地域。

③ 県民みんなが行動するあいち

県民一人ひとりが環境に対する高い意識を持ち、それぞれの立場で、環境配慮行動に日本一活発に取り組む地域。

さらに、目標の実現に向けた環境施策展開の考え方として、次の取組を示している。

＜目標の実現に向けた環境施策展開の考え方＞

a. 「安全・安心の確保」を最優先

○ 環境汚染等による公害から人の健康や生活を守り、県民が安全で安心して暮らせる社会を構築することは、環境政策の原点であることから、県民の健康や生命の保護を第一とした「安全・安心の確保」を最優先として取り組む。

b. 分野横断的・総合的な施策の展開

○ 各種の環境施策の推進にあたっては、「安全・安心の確保」に加えて、「社会の低炭素化」、「自然との共生」及び「資源循環」の4つを重点的な取組分野とする。

○ これらの取組分野は個別に対応するだけでなく、施策の効果を最大限に発揮できるよう、分野間での連携を図りながら展開していく。

c. 環境首都あいちを支える担い手の育成「人づくり」の推進

○ 県民や事業者が、環境首都あいちを支える担い手として、暮らしや事業活動の中で意識しなくても環境に配慮した行動ができるよう、「人づくり」に取り組む。

d. 多様な主体間の連携・協働による施策の展開

○ 県民、事業者、NPO、行政のそれぞれが、自らの立場に応じた公平な役割分担のもとに環境配慮の視点から主体的に行動するだけでなく、主体間の連携、協働を図ることで、地域の環境の保全を進めていく。

b 2020年度までの環境施策に関する具体的な取組の推進

「第4次愛知県環境基本計画」では、目標実現に向けた「3つのあいち」づくりと「4つの環境施策展開」に係る具体的な取組をまとめており、その内容は表3.2-59に示すとおりである。

表 3.2-59 環境施策に関する取組状況（愛知県）

		目標の実現に向けた「3つのあいち」づくり		
		① 環境と経済の調和のとれたあいち	② 安全で快適に暮らせるあいち	③ 県民みんなが行動するあいち
目標の実現に向けた環境施策展開の考え方	a. 安全・安心の確保に向けた取組分野	◇事業者による自発的・積極的な環境負荷の低減 ◇化学物質の自主的な管理	◇健康で安全な暮らしができる環境の確保 ◇非常時の環境汚染に対する体制の構築	◇身近な環境における気づきと行動の促進 ◇環境学習の総合的な推進
	b. 社会の低炭素化に向けた取組分野	◇事業活動に伴う温室効果ガス排出量の抑制 ◇社会の低炭素化に貢献する製品製造と新たな産業の創出	◇再生可能エネルギーの利用促進によるエネルギーの地産地消 ◇環境と自動車利用の調和した社会の実現 ◇環境負荷の少ない快適な都市・地域基盤づくり	◇社会の低炭素化へ向けた意識とライフスタイルの変革 ◇環境負荷の少ない商品やサービスの購入の促進
	c. 自然との共生に向けた取組分野	◇生物多様性の保全と開発・事業活動との調和	◇生態系ネットワークの形成を意識した自然環境の保全 ◇恵み豊かな伊勢湾・三河湾の環境の保全・再生	◇生物多様性の価値（自然の恵み）への理解と保全に向けた実践行動の促進 ◇健全な水循環の再生に向けた実践行動の促進
	d. 資源循環に向けた取組分野	◇廃棄物などの未利用資源を地域内で循環させる循環ビジネスの活性化 ◇事業活動に伴う廃棄物の削減	◇廃棄物の適正な処理と3Rの促進に向けた体制整備 ◇廃棄物の不法投棄などの不適正処理の未然防止	◇ごみの発生抑制・再使用を意識したライフスタイルへの変革 ◇地域に根ざした環境美化活動への参加
総合的な施策推進に向けて		◇「人づくり」の推進		

「第4次愛知県環境基本計画」（平成26年5月、愛知県）より作成

（イ）第5次武豊町総合計画

武豊町では、平成32年度を目標年度として平成20年度に第5次武豊町総合計画を策定している。第5次武豊町総合計画では、目指すべきまちの姿の一つとして”自然環境と生活環境が調和したまち”を掲げ、「自然環境を守る」、「自然とふれあう環境をつくる」、「みんなでごみを減らす」、「環境美化を進める」、「住み続けたいまちづくりを進める」及び「安定した上下水道を維持する」の6つの施策方針を設定している。

(ウ) 地球温暖化防止に関する取組状況

a あいち地球温暖化防止戦略 2020

愛知県では、京都議定書の発行に先立ち平成 17 年 1 月に「あいち地球温暖化防止戦略～脱温暖化！待ったなしの行動計画～」が策定された。

これについては当初の目標年次を迎えたことと、その後本格的な低炭素社会の実現に向けた更なる取組が求められていることから、愛知県は平成 24 年 2 月に「あいち地球温暖化防止戦略 2020」を新たに策定している。

この戦略策定の考え方は、以下に示すとおりである。

＜戦略の基本的な事項及び目指すべき姿＞

- ・この戦略の法的な位置付けは、地球温暖化対策推進法第 20 条の 3 に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」第 72 条に基づく「地球温暖化の防止に関する計画」として策定されている。
- ・戦略の目標年次は 2020 年（平成 32 年）とする。
- ・取り扱う範囲は、以下の事項とする。
 - ア) 地球温暖化の進行を食い止めることを主とした「緩和策」を中心に取り扱う。
 - イ) ヒートアイランド現象は、温室効果ガスの増加が原因の地球温暖化とは異なるが、気候変化の要因として共通であり、また、その対策も温暖化対策と共通する部分が多いことから、ヒートアイランド対策も一体として推進する。
 - ウ) 県内の低炭素型製品による世界の低炭素化への貢献を強化していく方策も取り扱う。

この戦略では、2050 年頃に目指すべき低炭素社会を実現するためには、愛知県では 2020 年度（平成 32 年度）までに、県内からの温室効果ガス排出量を基準年度である 1990 年度（平成 2 年度）と比べて 15%削減することが必要であると示している。

これに沿って、「あいち地球温暖化防止戦略 2020」では、本県における特性を考慮した以下の 4 つの取組方針を定めている。

＜本県における特性を考慮した取組方針＞

- a. 再生可能エネルギーと省エネ化によるゼロカーボンライフへの挑戦
- b. 産業・製品の低炭素化の推進
- c. 低炭素社会を支える都市・地域基盤づくり
- d. 低炭素化への意識・行動変革の推進

この 4 つの取組方針に基づく具体的な数値目標と取組内容は、表 3.2-60 に示すとおりである。

表 3.2-60(1) あいち地球温暖化防止戦略 2020 における具体的な数値目標と取組内容等

取組方針	施策	数値目標	取組内容
a. 再生可能エネルギーと省エネ化によるゼロカーボンライフへの挑戦	太陽と自然の恵みを活かすゼロカーボン住宅の普及	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電施設：40 万基 太陽熱利用機器：世帯普及率 20% 燃料電池：10 万基 高効率給湯器：230 万基 一定の省エネ対策が施された建物：普及率 30% 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用地球温暖化対策設備の導入促進 エコ住宅の整備促進 省エネルギーフォームの推進 スマートハウスの普及
	次世代自動車等先進エコカーの導入	<ul style="list-style-type: none"> 次世代自動車等先進エコカー：200 万台 	<ul style="list-style-type: none"> EV・PHV の導入と充電インフラの整備の促進 先進エコカーの導入促進 バイオ燃料の導入促進 燃料電池自動車の導入と水素供給インフラの整備の促進
	再生可能エネルギー等の利用拡大	<ul style="list-style-type: none"> 事業用太陽光発電施設：120 万 kW 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設への再生可能エネルギーの率先導入 大規模太陽光発電施設の立地の促進 未利用熱の利用促進 未利用バイオマスの活用推進 小水力発電の導入推進
	新エネルギー技術の実用化推進とスマートグリッドの先駆的導入	—	<ul style="list-style-type: none"> 新エネルギー技術の実証研究 新エネルギー関連産業の振興・立地促進 新エネルギー技術に関する情報発信 スマートグリッドの先駆的な導入促進
b. 産業・製品の低炭素化の推進	事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> 産業部門の生産額当たりの CO₂ 排出量：2.1t-CO₂/百万円 業務部門の延床面積当たりの CO₂ 排出量：0.06t-CO₂/m² 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策計画書制度の拡充 CO₂ 排出削減マニフェスト制度の拡充 国内クレジット制度の活用促進 全量固定価格買取制度の普及啓発 省エネを推進する人材育成 エネルギー使用量の見える化 中小企業への省エネ設備導入に対する資金面での支援 相談窓口の充実 代替フロンの排出抑制
	業務用建築物の環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> CASBEE あいちの評価 A 以上の割合：50% 新築建築物の平成 11 年度省エネ基準達成率：100% 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の省エネ化の推進 CASBEE あいちの推進 既存建築物の省エネ化
	「食」をめぐる低炭素化	<ul style="list-style-type: none"> 農業部門の温室効果ガス排出量：2009 年度比で年間排出量を 3 万 t-CO₂ 削減（2015 年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産業の省エネ化の推進 バイオディーゼル燃料の活用促進 化学肥料の適正使用
	低炭素化社会に貢献する製品供給拡大	—	<ul style="list-style-type: none"> 低炭素型製品の貢献量評価の検討 環境トライアル発注の検討 低炭素型製品の技術開発の促進

「あいち地球温暖化防止戦略 2020」（平成 24 年 2 月、愛知県）より作成

表 3.2-60(2) あいち地球温暖化防止戦略 2020 における具体的な数値目標と取組内容等

取組方針	施策	数値目標	取組内容
c. 低炭素社会を支える都市・地域基盤づくり	歩いて暮らせる集約型まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を全市町村で策定 駅等から 1km 圏内にある住宅の割合：現状(2008 年 48%)より向上 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープラン等に基づく集約型まちづくりの促進 魅力的な都市空間の形成 リネモ沿線地域づくりの推進
	ヒートアイランド対策	<ul style="list-style-type: none"> 樹林地等の確保や緑地の創出面積：100ha（2010～2015 年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の緑化や被覆改善の推進 森と緑づくり税を活用した民間施設等の緑化支援 都市緑化法に基づく緑化地域制度の活用推進 生態系ネットワークの形成や風の道の確保 緑化に関する情報提供や普及啓発
	低炭素な地域交通ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の分担率：現状（2009 年度 24.3%）より向上 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の維持・充実 端末交通の強化 BRT の導入や自転車の走行環境の整備 自動車等の新たな使用形態の普及・拡大 道路渋滞の解消
	森林整備と県産木材の利用拡大	<ul style="list-style-type: none"> 間伐の実施による森林整備面積：26,000ha（2011～2015 年度） 県産木材の利用による CO₂貯蔵：20.8 万 t-CO₂（2011～2015 年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 林業経営の健全化 森林整備の推進 県産木材の利用拡大 森林による CO₂吸収のクレジット化
	低炭素な分散型エネルギーシステムの展開	—	<ul style="list-style-type: none"> 地域における再生可能エネルギーの導入推進 スマートグリッドの先駆的導入促進 地域冷暖房、コージェネレーションシステム等の普及 都市排熱等の面的利用の推進
d. 低炭素化への意識・行動変革の推進	CO ₂ の見える化	<ul style="list-style-type: none"> 家庭からの CO₂排出量等を把握している世帯の割合：80% 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭の CO₂の見える化 商品等から排出される温室効果ガスの見える化 大気中の CO₂濃度の常時観測
	地域における地球温暖化防止活動の活性化と環境学習・環境教育	<ul style="list-style-type: none"> ストップ温暖化教室の受講者数：延べ 10 万人（10 年間） 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の実践を促す「あいちエコチャレンジ 21」県民運動の推進 地球温暖化対策の学習機会の提供 地球温暖化防止活動推進対策の整備
	環境負荷の少ない商品やサービスの購入	<ul style="list-style-type: none"> CO₂排出量が少ない商品・サービスを選択する人の割合：50% 	<ul style="list-style-type: none"> 環境負荷の少ない商品・サービスの優先購入 地産地消の推進 環境にやさしい交通行動の普及・定着 環境トライアル発注の検討 エコ行動に対するインセンティブの確保
	産・学・行政が連携した世界をリードする低炭素地域づくりへの取組	—	<ul style="list-style-type: none"> 大学等と行政や企業、NPO が連携した低炭素化技術・施策の社会実証の推進 研究成果の地域づくりへの取り込み 国際的な環境人材ネットワークの形成

「あいち地球温暖化防止戦略 2020」（平成 24 年 2 月、愛知県）より作成

なお、「あいち地球温暖化防止戦略 2020」の進捗状況を確認・評価しつつ、戦略の推進策に関し情報交換及び検討を行うため、あいち地球温暖化防止戦略 2020 推進会議が設置されている。

b 第 3 次武豊町地球温暖化対策実行計画

武豊町では、行政が行う事務・事業に伴う温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に向けた取組を一層推進するため、「武豊町地球温暖化対策実行計画書」を平成 15 年度に策定し、温室効果ガスの削減に取り組んできた。

この実行計画（平成 21 年度～平成 25 年度）に引き続き温暖化対策に取り組むため、新たに「第 3 次武豊町地球温暖化対策実行計画」を策定している。

＜第 3 次実行計画の基本方針＞

- ・計画に基づく環境配慮等の取組は、行政が行うすべての事務・事業とする。
- ・計画の目標は、電気や燃料の使用および公用車の走行などに伴い排出される温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算値）を、計画期間の 5 年間で 2%削減（基準年度は平成 24 年度）としている。
- ・計画期間は、平成 26 年度から平成 30 年度（5 年間）とする。

「第 3 次武豊町地球温暖化対策実行計画」において、目標達成のための主な取組内容は、表 3.2-61 に示すとおりである。

表 3.2-61 目標達成のための主な取組内容

地球温暖化対策の 目標達成のための 主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公用車燃料使用量の削減 ○ 電気、ガス使用量の削減 ○ 事務用紙の使用量の適正化 ○ ごみ減量及びリサイクルの推進 ○ グリーン購入の推進 ○ 公共工事における環境配慮
--------------------------------	---

「第 3 次武豊町地球温暖化対策実行計画」（武豊町ホームページ 平成 27 年 2 月閲覧）より作成

(エ) 景観に関する計画等

愛知県は、平成 18 年 3 月に「美しい愛知づくり基本指針」を策定し、同時に基本理念及び施策の基本となる「美しい愛知づくり条例」（平成 18 年愛知県条例第 6 号）を制定した。また、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 19 年 3 月には「美しい愛知づくり基本計画」を制定した。さらに平成 21 年 3 月には、「愛知県公共事業景観整備指針（案）」が策定されている。

「美しい愛知づくり基本計画」では、表 3.2-62 に示すとおり、基本目標と分野別の目標が示されている。

表 3.2-62 美しい愛知づくり基本計画の目標

区 分	目 標
基本目標	未来につなぐ緑豊かな“美しい愛知”
分野別の目標	多様な生物が共存する『自然景観』
	武家文化や近代化遺産が伝える『歴史的景観』
	心の豊かさを映し出す『生活景観』
	「モノづくり」の活力が作り出す『産業景観』

「美しい愛知づくり基本計画」（平成 19 年 3 月、愛知県）より作成

なお、「美しい愛知づくり条例」に基づき、平成 21 年 4 月に「美しい愛知づくり景観資源 600 選」が公開されており、事業実施区域が位置する武豊町においては、「壱町田湿地」が選定されている。（前掲表 3.1-33 参照）

(8) その他都市計画対象事業に関し必要な事項

ア 廃棄物等に係る関係法令等の状況

建設工事及び解体工事に伴って生じる廃棄物については、排出事業者の責任において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づき適正に処理することが義務付けられている。また、排出事業者は、「建設廃棄物処理指針(平成22年度版)」(環産第110329004号 平成23年3月環境省通知)により、建設廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化に努めることが、また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、建設廃棄物の再資源化等を行うことが義務付けられている。

イ 廃棄物が地下にある土地の指定の状況

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、「廃棄物が地下にある土地であって、土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある指定区域」は、表3.2-63に示すとおりであり、事業実施区域はこれに該当しない。

表 3.2-63 地下に廃棄物がある指定区域

指定区域	埋立地の区分
武豊町字五号地2番の一部	政令第13条の2第2号
武豊町字壱町田266番、267番、271番及び272番の全部	省令第12条の31第2号

注) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定に基づき、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域を指定区域として指定している。
「廃棄物が地下にある土地の区域指定」(愛知県ホームページ 平成27年2月閲覧)より作成

ウ 廃棄物等の処理の状況

(ア) ごみの処理状況

事業実施区域及びその周辺の3市町その他、構成市町である常滑市、南知多町及び美浜町を加えた6市町における平成24年度のごみ処理の状況は、表3.2-64に示すとおりである。

事業実施区域が位置する武豊町のごみの総排出量は17,168tとなっている。その他の構成市町について総排出量が多い順に列記すると、半田市が41,932t、常滑市が23,202t、南知多町が11,819t、美浜町が11,053tであり、構成市町に該当しない碧南市は27,681tとなっている。

表 3.2-64 各市町におけるごみ処理の状況（平成 24 年度）

単位:t

区 分	武豊町	半田市	碧南市	常滑市	南知多町	美浜町	愛知県
総排出量	17,168	41,932	27,681	23,202	11,819	11,053	2,578,918
焼却処理量	11,675	33,032	22,501	18,154	10,067	9,046	2,027,063
直接焼却量	11,397	29,144	18,553	17,572	9,356	8,309	1,918,843
焼却以外の中間処理量	5,138	7,107	5,087	4,291	1,215	1,217	313,364
最終処分量	2,071	6,524	3,196	3,392	1,945	1,901	222,394
総資源化量	4,209	7,506	5,490	4,006	1,295	1,406	588,610

「一般廃棄物処理実態調査結果 平成 24 年度」（環境省ホームページ 平成 27 年 2 月閲覧）より作成

また、構成市町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）におけるごみ処理合計量の推移は、表 3.2-65 及び図 3.2-15 に示すとおりである。

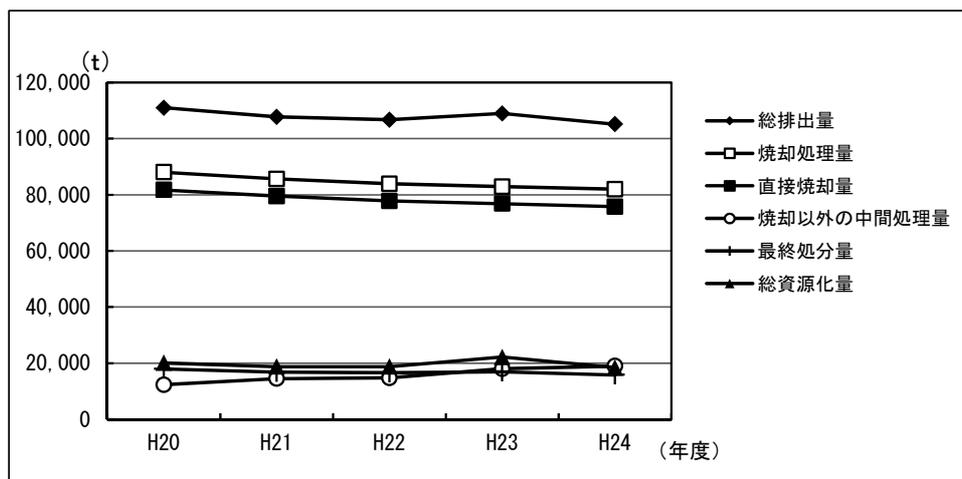
ごみの総排出量及び焼却処理量は、平成 20 年度以降減少傾向にある。

表 3.2-65 構成市町におけるごみ処理合計量の推移

単位:t

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
総排出量	111,033	107,745	106,715	108,972	105,174
焼却処理量	88,022	85,656	83,936	82,870	81,974
直接焼却量	81,702	79,523	77,780	76,858	75,778
焼却以外の中間処理量	12,321	14,518	14,727	18,004	18,968
最終処分量	17,962	16,801	16,567	16,928	15,833
総資源化量	20,111	18,764	18,762	22,161	18,422

「一般廃棄物処理実態調査結果 平成 20～24 年度」（環境省ホームページ 平成 27 年 2 月閲覧）より作成



「一般廃棄物処理実態調査結果 平成 20～24 年度」(環境省ホームページ 平成 27 年 2 月閲覧) より作成

図 3.2-15 ごみ処理合計量の推移

(イ) し尿・汚泥の処理状況

事業実施区域及びその周辺の 3 市町その他、構成市町である常滑市、南知多町及び美浜町を加えた 6 市町における平成 24 年度のし尿及び浄化槽汚泥等の処理量は、表 3.2-66 に示すとおりである。

事業実施区域が位置する武豊町のし尿処理量の合計は 12,864kL となっている。この他の市町について処理量が多い順に列記すると、常滑市が 25,309kL、半田市が 23,371kL、美浜町が 14,563kL、南知多町が 13,706kL であり、構成市町に該当しない碧南市は 21,894kL となっている。

表 3.2-66 し尿及び浄化槽汚泥等の処理量

区 分	単位:kL						
	武豊町	半田市	碧南市	常滑市	南知多町	美浜町	愛知県
し尿処理量合計	12,864	23,371	21,894	25,309	13,706	14,563	1,235,092
し尿	1,846	2,418	2,910	3,080	1,816	1,699	141,349
浄化槽汚泥	11,018	20,953	18,984	22,229	11,890	12,840	1,093,614
自家処理量	—	—	—	—	—	24	129

「一般廃棄物処理実態調査結果 平成 24 年度」(環境省ホームページ 平成 27 年 2 月閲覧) より作成

また、構成市町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）におけるし尿処理量の推移は、表 3.2-67 及び図 3.2-16 に示すとおりである。

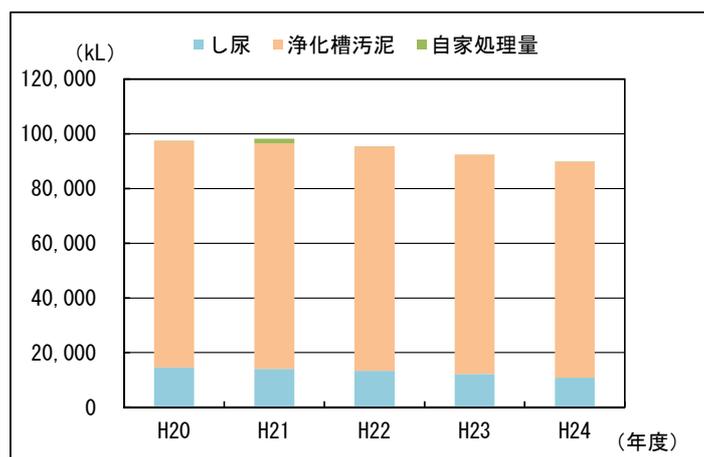
し尿処理量は、平成 21 年度以降減少傾向にある。

表 3.2-67 し尿処理量の推移

単位:kL

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
し尿処理量合計	97,325	98,199	95,401	92,337	89,813
し尿	14,619	14,072	13,337	12,229	10,859
浄化槽汚泥	82,683	82,387	82,050	80,080	78,930
自家処理量	23	1,740	14	28	24

「一般廃棄物処理実態調査結果 平成 20～24 年度」（環境省ホームページ 平成 27 年 2 月閲覧）より作成



「一般廃棄物処理実態調査結果 平成 20～24 年度」（環境省ホームページ 平成 27 年 2 月閲覧）より作成

図 3.2-16 し尿及び浄化槽汚泥等の処理量の推移

エ 各種開発等の状況

事業実施区域及びその周辺における交通施設整備の状況は表 3.2-68 に、基幹的施設の整備開発状況は表 3.2-69 に、その他、民間開発等の状況は表 3.2-70 に示すとおりである。

また、これらの整備開発計画の位置は図 3.2-17 に示すとおりである。

表 3.2-68 交通施設整備の状況

区分	都市計画道路 路線名	幅員 (m)	総延長 (m)	備考
県決定	3.3.1 衣浦西部線	23	3,770	改良済:1,190m 4車線化の計画
	3.3.21 環状線	16	1,250	改良済:1,250m
	3.4.5 知多東部線	20	6,390	改良済:5,050m
	3.4.15 榎戸大高線	16	3,580	改良済:680m
	3.4.23 古場武豊線	16	3,170	改良済:2,070m
	3.4.25 武豊美浜線	16	2,550	
	3.4.48 嶋田高代線	16	2,110	改良済:1,360m
	3.4.51 武豊港線	16	2,350	改良済:840m
	3.4.55 富貴線	16	1,900	改良済:1,330m
3.4.61 有楽武豊線	16	850		
町決定	3.4.651 六貫山線	16	2,230	改良済:840m
	3.4.653 梨子ノ木線	16	570	改良済:570m
	3.5.652 鹿ノ子田線	12	570	改良済:570m
	7.5.651 平井線	12	600	改良済:600m
	7.6.652 北部外郭線	9	1,170	改良済:1,170m
	8.7.651 北部公園線	6	540	改良済:540m
	8.7.652 浅水川沿線	6	440	改良済:440m

「武豊町都市計画図」(平成 26 年 3 月、武豊町)
 「半田市都市計画図」(平成 23 年 5 月、半田市)
 「碧南市都市計画総括図」(平成 25 年 3 月、碧南市)
 「町政概要 平成 26 年度版」(平成 26 年 8 月、武豊町) より作成

表 3.2-69 基幹的施設の整備開発状況

区分	名称	施工面積 (ha)	施工期間
土地区画整理事業	知多武豊駅東	1.50	平成25～32年度
公園・緑地	武豊町地域交流施設	1.23	-

「武豊町都市計画図」(平成 26 年 3 月、武豊町)
 「土地区画整理事業」(武豊町ホームページ 平成 27 年 2 月閲覧) より作成

表 3.2-70 民間開発等の状況

区分	事業者	名称	出力	運用開始(予定)	備考
発電所	中山名古屋共同発電(株)	名古屋第二発電所	11万kW	平成28年度下期	バイオマス混焼石炭火力
発電所	中部電力(株)	武豊火力発電所	107万kW	平成33年度	石炭火力

「大阪ガスのプレスリリース」(大阪ガス株式会社ホームページ 平成 26 年 3 月)
 「中部電力のプレスリリース」(中部電力株式会社ホームページ 平成 27 年 2 月) より作成

オ 公害苦情の状況

事業実施区域が位置する武豊町とその周辺市（半田市、碧南市）及び愛知県における公害苦情件数は、表 3.2-70 に示すとおりである。また、武豊町における公害苦情件数の推移は、図 3.2-18 に示すとおりである。

3市町における苦情件数をみると、大気汚染、騒音、悪臭に関する苦情が多い。

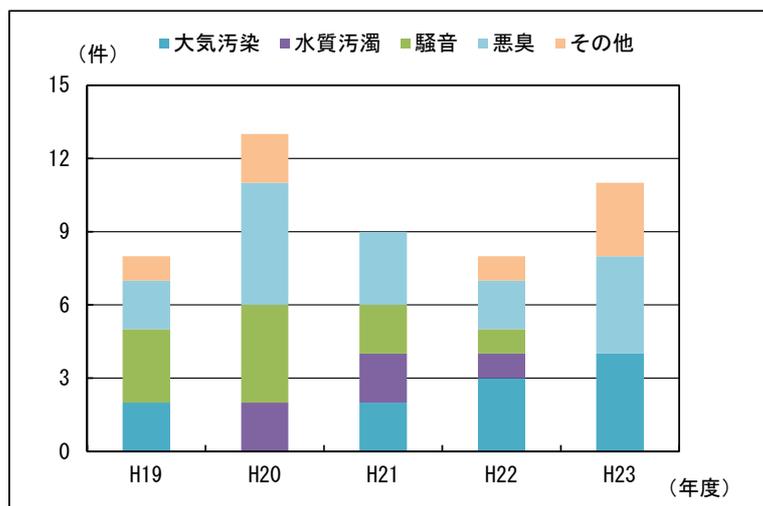
武豊町における過去5年間の公害苦情件数は、年間10件前後で推移しており、悪臭に関する苦情が比較的多くみられる。

表 3.2-70 公害苦情の状況（平成23年度）

単位：件

区分	武豊町	半田市	碧南市	愛知県
総数	11	53	101	6,076
大気汚染	4	15	43	1,594
水質汚濁	—	7	5	496
土壌汚染	—	—	1	11
騒音	—	14	16	1,449
振動	—	—	1	105
地盤沈下	—	—	—	—
悪臭	4	8	17	1,074
その他	3	9	18	1,347

「平成25年度刊 愛知県統計年鑑」（平成26年3月、愛知県）より作成



「平成21～25年度刊 愛知県統計年鑑」（平成22年3月～26年3月、愛知県）より作成

図 3.2-18 武豊町における公害苦情件数の推移